

ついでながら、明治二十五年度の東京音楽学校の予算案は、「歳入經常費金一万三千九百七十七圓内政府支出金一万六千二百二十二圓諸収入二千三百五十五圓 歳出經常費一万三千九百七十七圓内俸給及諸給一万四千四百六十圓廳費千八百二十四圓拾六錢修膳費金二百圓旅費金四圓九十八錢雜給金四百八十七圓八十六錢 資金部歳出維持資金支出内金三百三十三圓六十九錢五厘内財産購入代金三百三十三圓六十九錢五厘なり」(『音楽雑誌』第十五号、明治二十四年十二月、十四頁)となっていた。

二 関連資料

次の二つの文は、ともに帝国議會開院の少し前に書かれたものである。当時、音楽と風教、音楽と智徳といった問題に関心が寄せられていたことをうかがわせる。

音楽の風教上に及ぼす影況

在徳島 妹尾繁松

風教とは何ぞや曰く社會風俗の教育に關係するものはなり委しく之を云へば時人の品行及び衣食住生業の有様冠婚葬祭其他の儀式作法圖書歌舞音楽等なり而して此等社會の風俗は教育上に至大なる勢力あるものにて家庭に於る父母の教訓學校に於る教員の訓諭と殆んど並行するものなり何となれば家庭及び學校の教育にして善良なるも若し社會紊乱して流風汚俗俗々として此社會に漲りたりとせん乎ペスタロツヂー、スペンサー、が幾人出て來るも其功なかるべし蓋し學校及び家庭の教育は正面的にして多少の弊害あるにもせよ皆な人を正道に導かんが爲めに正面に働きつゝあるものなり然れとも社

會の風俗は錯雜にして善もあれば不善もあり善なればよし然れとも若し不善なれば其弊害の及ぶ處最も鮮少にあらざる可きなり是を以て之を觀れば家庭、學校及び社會の教育は實に鼎足の如く一も偏廢すべからざるものなり

時の古今と地の東西とを問はず又上下貴賤の別を論せず音楽は社會に流行する一の風俗にして風教上最も勢力ある關係を有し常に等に附すべからざるものなり蓋し音楽は其國人道徳品位の差に據り區別あるべけれども人の情緒の感發するものなれば自然に社會に存するものなることは明なり然らば之を禁せんとして禁せらるべきに非ず自然に人情に出づるものなればこそ其知覺に至ても人の性情に固有するなれ然らば則ち音楽の事たる吾人人間社會より之を捨て去らんとするも天賦の固有にして能はざること恰も人身中に存する機能を除くんとするが如し焉ぞ能ふ可けんや故に音楽は一般に社會に之を獎勵して其社會に益ある事營養機能の人身を益するに異ならざるなり然りと雖とも音楽に種々あり其良否を審察して之を取捨せざれば其利害得失を異にし音楽の妙用却て其反對の結果を來すことあるは古今の歴史に徴する處なり只夫れ閑雅勇壯の音楽にして世に行はるれば其風俗を易へ教育上に利益を與ふること大なる可けれども淫樂柔弱を旨とし其好向の何たるを問はされは其風俗を紊し教育上に妨害を及ぼすは勿論國家の大勢に關係を及ぼすこと大なり去れば支那の樂書にも云へり凡音者生人心者也。情動於中。故形放聲、聲成文、謂之音、是故治世之音、安以樂、其政和、亂世之音、怨以怒、其政乖、亡國之音、哀以思、其民困、聲音之道與政通矣、又希臘のプラトは云へり總て新規なる音楽を論入する事は全國家を危く

するが故に忌憚せざるべからず何となれば苟も音楽の格式を乱す時は最も緊要重大なる國家の制度を風動せざる事無ければなり我看守人の看守臺を設立すへき此處に此音楽にあり何んとなれば無法不正の歡樂遊戯を外貌とし更に害を爲さざるを口實とし容易に人の知らざる内に潜入行し來るは此に此音楽に在ればなり此無法次第に寄寓する所を得て遂に全く風俗習慣に浸潤す是より一層勢力を増し出ては互の約束に立入り約束より進んで遂に法律憲法にまでも潜入し此上もなき厚顔無恥を見はし遂に公私を問はず何事をも皆顛覆して止むと

如斯東賢西哲も音楽の社會に關する意見は皆一轍にして之を國家に播し化育に資し以て治道を裨補せしこと史乘に明かなり凡そ事の最も社會に勢力あるものは何事によらず巨多の人に通有するものたり而して音楽は上下貴賤を問はず是程社會に行はるゝもの比なし隨て其社會に大なる影況を及ぼす事其他の風俗よりも甚だしく風教上最も重大なる關係を有するなり

抑も世人食物を以て身体の費耗を充たす事を理解すれとも心意の疲勞を養ふに快樂を以てするの必要なるを信するもの鮮し人は身体と心意との二種より成立ち居れば身体に食物を給するの必要あれば心意を養ふに快樂を以てせざるべからざる事見易きの理なり且つ人は漸次多忙繁雜を増し安閑坐食すべきものにあらざれば人の此世に處する多少其心身を費耗せざるを得ずされは誰も其心身を費耗する度位に隨ひ快樂を求めて之を慰せざるべからざるの必要なる事明なり而して快樂なるものは只に精神を慰するに止まらず實に道德の本源は之れより出づるもの多し然れとも快樂に種々あり肉体に關す

るものあり智徳に關するもの等ありと雖ともしかも貴賤に通し最も高尚にして快活なる快樂は音楽に若くものなし從來我國の習慣によれば音楽は女子の弄ぶべきものとし男子の之に近くは柔弱の至りとし甚た之を輕んぜしものなりし尤も從來行はれし音楽には婉柔にして男子には適當ならざりしものもありしなれとも之が反動は武骨殺風景にして上等の人士も肉体上の快樂を以て此上なきものとし鯨飲馬食其不徳なるを知らず其心意を養ふの道を斯る卑劣なる境遇に求むるの已むを得ざる實に慨歎すべき至りならずや夫れ音楽のものたる決して女子の特有物にあらずして優美高尚なる情操を養ふに足るへき音楽は男子の求むへき快樂として最も適當なるものなり平和の時には家内團欒歌唱して其神意を怡撫し以て其心身を養ひ國家の祝日には國歌を咏吟して聖上の恩澤を敬思し國家の萬歳を祈り事ある時には軍歌を謠徹して敵愾の心を鼓舞し愛國心を奮勵すべし如斯んは其風教上に及ぼす影況大にして其國家を利する事少なからざるべし之を要するに音楽は風教上に重大なる關係を有するが故に亡國の音は之を退く可きは勿論高尚快活なる音楽は之を社會に獎勵するを務む可きなり

〔音楽雜誌〕第三号、明治二十三年十一月）

智徳上に及ぶ音楽の勢力を論ず

長崎 伊 東 達 彦

抑も音楽は甚た博濶の問題にして其他に關涉する所亦繁ければ此限りある紙上に於て其効力を論し盡すは蓋し容易の業にあらず然れとも人間の智性徳性に於ける其感化力を論するは敢てなし得可らさ

る事にも非ざるべし故に茲に聊か卑見を吐露せんとす

現今社會に於て人々の注意を惹く所の問題は其數勝て算ふ可らずと雖とも其眞相の未だ能く人に知られざる事此音樂の如きはあらざるべし故に人多くは音樂を修むるを以て一種の閑散事業若くは遊興の如く看做し之を以て人畢生の業務と爲すもの甚た罕なり故に其結果として音樂の修業は獨り天與の妙調を以て胸襟を滿たし未見未知の新利益を發揮せんと希望を懷ける少數者に放任し去れり蓋し此少數の音樂者は遂に他の學術技藝が人の品格上に感化力を有すると同じく音樂も亦感化力ある事を世に公にせり

夫れ人を動かすに足るの感化力は必ず人を左右し得るの勢力あるものなれば若し其感化力にして不良ならんか必ず吾人の品格を賤陋ならしむへし然れとも若し其感化力にして高尚純潔ならんが爲に吾人の知覺力は鋭敏を加へ希望は高尚壯大に進み而して全幅の精神氣性は新なる勢力と眞美を以て充溢するに至るや言を待たず音樂の如きは則ち斯る感化力を有するものにして吾人人類は斯く感情を經過し來る所の感化力に對し最も鋭敏なる受感性を具ふるものなり蓋し斯の音樂が其大感化を吾人に及ぼすには冷淡なる思考力を經由するに非ずして則ち此感情を經由するなり

夫の彫刻繪画は美の外表に關るものにして熟思深察を遂ぐるに非ざれば充分の快情心に發せざるなり然れとも音樂は熟思深察するを要せずして直接に人心の極奥に秘める感情を衝動するものなり又夫の詩歌は人生の喜樂悲哀の物語りをば最も優雅なる最も美麗なる辭を以て説くものなれとも人の思想感情の餘りに奥深く之を言ひ出すに辭盡るに至れば則ち音樂のありて其靈妙なる音調は人間感情の千

態萬狀なるを唱ひ出して餘蘊なからしむ試に日は西山に春きて黄昏咫尺の間に迫り虫聲四方に起る秋の夕朗々として響く妙へなる調べを開け或は故山の晚景忽然として目前に湧出し或は永逝せる愛友の温顔見へ其慕はしき聲音聞ゆ又靈精一たび音樂の翼に乗すれば忽ち飛んで天堂に到り羔の頌を唱へる天軍と相和するを得べし而して古へより勇將猛卒を激勵して勝利の戰場死戰の地に突進せしめし軍の歌は今に吾等の口にあり夫の殉教者の魂魄は頌歌の聲に纏れて獅子の穴、火刑柱、血塗れなる斬首臺血腥き沙場の邊より飛んで天の故郷に入りしなり音樂と人生との關係は其れ斯の如く緻密なり斯く緻密なるか故に音樂の眞想を知悉する亦た難きなり

然れとも音樂は啻に各個人の品性を作るに於てのみ感化あるにあらず一國の元氣性格を作るにも亦然りしなり曾て或人が「予をして國民の歌を作らしめよ國民の法律は何人を制定するも予れ與らず」と疾呼せしを以て謳歌音樂が大勢力を國民の上に有するの事實を明言したるものと謂ふべし吾人詳に歴史を考ふれば各時代の音樂は即ち當時に於る智徳發達の狀態を寫せる眞畫たるを知らん例せば蠻民の音樂は粗野にして不調子なり肉樂に耽けりし羅馬人の音樂は多くは淫猥卑陋にして見るべきものなく古昔基督教徒の詩歌音樂は其單純なる信仰を代表して清潔質朴なり而して宗教改革時代には多難多艱の境遇に處して失望喪沮せる心靈を鼓舞振作する勇壯快活なる頌歌を多く生せしなり

夫れ基督教は唱歌を重んずるの宗教にして其到る處には其音樂も亦必ず之に伴ひ信徒の心意中に新思想を柵造し以て大に人の眞理を受くるを助けたり而して音樂が教訓の手の達し及はざる處に達して

福音の傳播を助成したる功績は實に偉大なるものなり」人或は問はん音樂を學ぶは人間の徳義上に於ける如く智識上に於ても亦利益あるかと余は之に答へて然り若し之を學ぶに其法を以てせば必ず利益ありと云はん是れ唯だ音樂に於てのみ然るに非す何等の學業と雖も其根源より究め來るに非されば以て人の品性に善良なる感化を及ぼす能はざるなり從令百般の學藝技術を併せ修むるも若し唯皮想を以て満足せば安ぞ眞に人の智識を進めたりと言はん哉抑も音樂を學ぶとは單に樂器を按し音譜を習ふのみの謂にはあらず夫れ音樂は輕快なる性質を含有すると共に歴史傳記心理美學宗教の部門をも含有するものなれば忍堪精勵以て此等雜多の性質部門を推究して後始めて音樂を學び得たりと謂ふべし

音樂的心理學なるものは現今稍世人の注意する所となりたれとも之れに關する著書は未だ多からず歴史傳記の類は稍多しと雖とも之れすら未だ充分の需要あるに至らず

之を要するに吾人々類が感情に於て音樂の勢力を受くるの天性を有する事は明白なれとも其智識上にも亦大關係を有することに至りては學者有識家と雖とも猶ほ未だ之を知らざるもの多し故に音樂を專修するが如きは彼等の以て甚だ迂遠となす所なり然れとも音樂を學び専ら是と人間智徳との關係を究め音樂を以て人生に必要な天の恩賜となすの輩は其心靈を開達し理想を高尙にし志操を鞏固にし而して感情を清淨濃厚ならしむるを得るは更に疑なき也

(『音樂雜誌』第三号、明治二十三年十一月、同第四号、明治二十三年十二月)

當時の伊澤修二校長も、自ら主幹を務めていた『國家教育』の中で、

學校唱歌が聴覺の育成を通じて智育に貢献すること、また『音樂取調成績申報書』を抄出して、唱歌が健康にも良いことを説いている。

學校唱歌ノ智育體育ニ於ケル關係 伊澤修二

音樂ノ事ハ近時一ノ問題トナリ學校唱歌ノ何物タルヤモ漸ク世人ノ注意ヲ惹起シ遂ニ堂々タル帝國議會ノ衆議院ニ於テ音樂ノ智育體育ニ就キ關係ノ有無ヲ問ハル、君子アルニ至リタルハ兎ニ角喜ブベキノ一時トヤ言フベキ此時ニ當リ余輩斯道ニ從事スル者己ガ知リ且信スル所ヲ吐露シ以テ諸君ノ參按ニ供スルハ當ニ盡スベキノ本分ナリト信ズ是レ余ガ此文ヲ草シテ本誌ニ掲載スル所以ナリ

先ツ最初ニ唱歌ノ智育ニ關係アリヤ否ヤヲ述ベンニ吾人ノ知識ハ其始メ皆耳、目、舌、鼻、身ナル五官ノ助ニヨリテ物理界ヨリ心理界ニ收メ來リ以テ各自所有ノ知識ニ同化シテ之ヲ保存増殖シ時ニ臨テ之ヲ運用スルモノナルハ何人モ自己ノ經驗ニ照ラシテ自ラ悟ルコトヲ得然ラバ則右五官中ノ頗ル重要ナル二官即チ耳ト舌トヲ教養スルハ智育ノ宜シク務ムベキ所ナルハ明ニシテ唱歌ハ主トシテ此目的ヲ達スベキ一科ナリ尤モ此說ハ決シテ新奇ノ立論ニ關カルニ非ズ余ガ今ヨリ八九年前ニ著シタル教育學智育ノ部五官教養ノ法及其要ヲ論スルノ章ニ左ノ一節アリ

聽官(耳覺)ヲ教養スルハ音ニ非レハ能ハス小學ノ教科ニ讀方唱歌等ノ科ヲ設クルハ主トシテ該官ヲ教養スル爲メナリ人ハ聽官ノ教養ニヨリテ美育ヲ喜ブヤウニモ惡音ヲ好ムヤウニモナルヘク正音ヲ學ブモ不正音ヲ習フモ唯其方法如何ニ在ルノミ故ニ我國東隅

ノ人ハ「ユキ」ヲ「ズキ」ノ如ク言ヒテ正シキト思ヒ西陲ノ人ハ「リヤウゴク」ヲ「ヂヤウゴク」ノ如ク言ヒテ正シキト思フ是レ他ナシ聴官ノ教養正シカラサルカ故ニ自ラ其音ノ不正ナルヲ悟ラザルニ因スルノミ抑人ノ思想ヲ通ズルニ最要ナルモノハ言語ニシテ其發音を受ケ其意義ヲ傳フルノ具トナルモノハ聴官ナリ啞子ノ言フ能ハサルモ必竟聴官ノ具備セザルニヨルモノ多シト云フサレバ聴官教養ノ教育上忽ニス可ラザルヤ明ナリ

此ニ少シク實地上ノ經驗ヲ述ベンニ曾テ青森縣師範學校校長某氏卒業生徒數名ヲ伴ヒ來リ東京師範學校ノ事業一覽ノ後話次東北人ノ言語發音不正ノ事ニ涉リ余ニ向テ該生徒等ノ發音ヲ正サンコトヲ求メタリ乃チ之ヲ諾シテ發音矯正法ヲ施シタルニ二週間餘ノ學習ニ依リ其五名中三名ハ既ニ東隅人ノ通癖ナル鼻音ノ訛ヲ正スヲ得タリ其後余ハ同法ニ依リテ純然タル啞生徒ニ正シク言語ヲ發セシムルコトヲ試ミ又今日ニテハ東京音樂學校ニテ生徒ノ發音ヲ正スコトヲ務メ居ルガ皆能ク其奏功ヲ見ルニ至レリ余ガ實驗ニ依レバ世ノ中ニハ發音甚ダ正カラズシテ殆ド半啞ト稱スベク聽音甚ダ銳カラズシテ殆ド半聾ト稱スベキモノ少カラズ此等ノ人々ハ自ラ其不完全タルヲ悟ラズト雖トモ之ガ爲メ其知識ノ收得運用上ニ缺失アルコト明ナリ若シスル人ニシテ幼時ヨリ純正ノ唱歌ヲ習ヒタランニハ一層完全ノ發達ヲ爲シタランコト疑ナシ又時ニ雄辯家ニシテ善ク樂律ヲ解スル者ガ堂々辨論ノ際巧ニ音聲ニ抑揚高低ヲ施シ金玉ノ名論ヲシテ益々鏘々ノ音ヲ發セシメ爲ニ聽衆ノ心膽ヲ奪ヒ多衆ノ同感ヲ得ルガ如キモ亦今日稀ニ見ル所ナリ抑知識ハ圖書ノ文庫ニ於ケルガ如ク徒ニ頭腦中ニ貯蓄シ置クベキニ非ズ能ク之ガ増殖運用ヲ計リテこそ眞ノ知識トハ

云フベケン今日ノ活世界ニ立チ實用ノ知識ヲ收得スルモノ聴耳ノ助ヲ假ラズシテ可ナリト云フヲ得ベキカ其知識ヲ運用スルモノ快舌ノ力ニ依ルヲ要セズト云フヲ得ベキカ此二官ノ教養ニ資スル唱歌ノ智育ニ必要ノ關係アルコト又明ナラズヤ

次ニ唱歌ノ體育ニ關係アリヤ否ヤヲ述ブベシ是亦別ニ新說ニ關カルモノニハ非レトモ明治十七年ニ余ガ音樂取調掛長トシテ時ノ文部卿ニ呈出シ爾後印刷ニ附シテ廣ク世上ニ公布シタル音樂取調成績申報書中音樂ト教育トノ關係ノ條下ノ一節ヲ抄出シ以テ我社友ノ閱覽ニ供セン

健康上ノ關係

人體中重要ナル機器ハ其數少カラズト雖トモ中ニ就キテ呼吸ニ關セル諸機ノ最モ重ズベキハ皆人ノ知ルトコロニシテ人ノ生命ハ呼吸機ノ健否ニ依リ身體ノ強弱ハ此機關ノ良否ニ依ルト云フモ可ナルベシ是レ人ハ數日食ハザルモナホ其生命ヲ保ツヲ得ベシト雖トモ呼吸ヲ廢シテ秒時モ之ヲ保存スル能ハザル所以ナリ人幼時ニ在テハ其筋肉骨骼柔軟ナルガ故ニ適當ノ良法ヲ用キテ之ヲ發育スルトキハ能ク胸膈ヲ開暢シ肺臟ヲ廓大スル事ヲ得ルモマタ難カラズ然リ而シテ此目的ヲ達スルノ方法ハ現時教育家ノ研究セル結果ニ據レバ適當ナル唱歌ヲ施スヲ以テ最良トス何トナレバ自然ノ定律ニ從ヒテ教授スルトコロノ適當ナル唱歌ハ聲音ヲ練リ體格ヲ正シ呼吸ヲ適度ニ使用シテ胸膈ヲ開暢シ以テ肺臟ヲ強健ナラシムルノ効益アルヲ以テナリ有名ナル音樂家ノ說ニ據レバ歐米ノ諸國唱歌ヲ小學ニ導キシ以來統計上人民健康ノ度ヲ進メタリト云フ現ニ本掛傳習生并ニ本掛ニ於テ臨教スルトコロノ兩師範學校及學習院生

徒ノ如キモ唱歌ヲ修ムル以來其日タル尙淺シトイヘトモ其中往々
血色ヲ進メ健康ヲ致セシ者アリ是レ各種ノ因由ノ致ス所ニシテ一
二ノ單因ニ歸ス可ラズト雖トモ亦以テ唱歌ノ健全上ニ益スル一端
ヲ見ルニ足ルモノト云フベシ

以上ハ教育ノ學說ト實地ノ經驗トニ就キ其大要ヲ掲ゲタルニ過キ
ザルノミ社友諸君請フ之ヲ諒セヨ

因ニ云フ本論ノ旨意ニ就キテハ古來東西諸名家ノ定說數多アルニ
拘ラズ専ラ自著ノ書ヲ引用シタルハ他日大方ノ教示質正等アルニ際
シ若シ其說ノ謬妄ナルヲ發見スルコトアラバ其責ヲ全ク一身ニ負擔
セント欲シタルニ依レリ更ニ他意アルニ非ス

(『國家教育』第五号、明治二十四年二月)

同志は、毎号「國家教育」という欄を設け、国家と教育に関する問題
に正面から取り組んでいる。第五号と第七号は、教育制度のあり方、教
育機関の運営のあり方などを論じ、音楽学校にも言及している。個人主
義を宗とする合衆国においてすら国家が教育事業に巨額の費用を投じて
いること、また、今日わが国を開明に導き立憲政治の基礎となつたもの
は、徳川幕府が昌平黌や藩学校を国費で維持した成果にほかならないこ
とを指摘し、教育機関が国費によって設立・維持されるべきであると説
く。

國家教育

凡ソ一國ノ教育制度ヲ研究セントスル者ハ一二ノ學說理論ヲ基礎
トシテ理想的ニ之ヲ論斷ス可ラズ必ズヤ遠ク之ヲ其國ノ歴史民俗習
慣等ニ考ヘ近ク之ヲ其ノ國ノ時勢ニ照ラシテ而シテ後始メテ其論據

ヲ明確ニシ其斷定ヲ錯ラザランコトヲ務ムベシ然リ而シテ其研究ノ
法種々アリト雖トモ二個ノ大ニ相異ナレルモノヲ取り來リテ交互對
照シ其異同ノ點ヲ指摘シ以テ眞理ノ存スル所ヲ明ニスルハ研究上頗
ル便捷ノ法ナルニヨリ今此法ニヨリテ現今我教育制度ノ一般ヲ概述
セン

吾儕カ見ル所ニ依レバ我教育制度ヲ究ムルニ當リ最モ對證ノ便ニ
供スルニ適セルモノハ蓋シ亞米利加合衆國ナルベシ遽ニ此言ヲ聞ク
モノ或ハ其說ノ甚タ奇異ナルニ驚クモノアルベシト雖トモ靜慮熟思
スルトキハ決シテ奇說ニ非ルヲ知ルベシ抑彼ハ共和政治ノ國ナリ彼
ハ最モ自由ヲ尊ブ民ナリ彼ハ個人主義ヲ以テ世界ニ名高キ國ナ
リ彼國民ニシテ懷抱スル所ノ教育上ノ思想如何、施設スル所ノ方法
如何ヲ覺悟セバ個人主義ヲ主張スル者モ亦大ニ省慮スベキノ點ヲ發
見スルナルベシ

凡ソ一國ノ教育制度ヲ論ゼンニハ先ツ其國ノ歴史ト風俗トヲ觀察
セザル可ラズトハ吾儕ガ前提ニ明掲セシ所ナリ抑米國ノ成立ハ如何
彼國ハ始メ英國殖民ノ一部ヨリ成レル新建國ニシテ廣漠タル國土ヲ
有シ原野ノ未ダ開墾セザルモノ幾百千萬頃ヲ以テ數フベシ故ニ立國
ノ始ニ當リ中央政府ヨリ此未開墾ノ土地ヲ各州ニ附與シ各州ニ於テ
ハ此土地ノ讓與又ハ貸付ニヨリ收入スル所ノ金額ハ或ハ大學及専門
學校ノ資本金トシ或ハ公學校ノ資金トシ以テ高等教育又ハ普通教育
ノ資ニ充ツルコト、ナセリ又彼國ノ風俗ハ大ニ我國ニ異ナリ其相續
法ノ如キモ家督相續ニ非ズシテ遺囑相續ナルガ故ニ富豪ノ生前又ハ
死後ニ其巨額ノ財産ノ一部又ハ全部ヲ舉テ大學其他ノ學校ニ寄附ス
ルモノ甚ダ多シ彼有名ナル「ハーバルド」大學校等ニ於テハ今日ニ

テモ時トシテ一週間ノ寄附金數萬圓ニ上ルガ如キハ決シテ異例トセザルナリ又彼國ニ於テハ國民皆ナ教育ヲ尙ブヲ以テ教育ノ爲ニ課稅セラルハ毫モ意トセザルモノ、如ク或ル州ニ於テハ憲法ヲ以テ教育ノ爲メ一人ニ付一弗五拾セントマデノ分頭稅ヲ課シ得ルコトヲ定メタリ又或州ニ於テハ分頭稅ハ苛酷ノ性質アルモノナレトモ學稅ニ限り之ヲ許スコトヲ憲法ニテ認許セリ(因ニ云フ試ニ米國ノ例ニヨリ我四千萬ノ人民ニ分頭稅ヲ課スルトセバ六千萬圓ノ巨額ヲ得ベシ)又彼國ニ於テハ親族ナキ者ノ財産ハ死後ニ沒收スルノ法ニシテ此財産モ多クハ教育資金トナル徵兵免役料ヨリ生スル金額ノ如キモ亦教育資金ニ入ル、ヲ例トス斯カル方法ニ依リ國費ヲ以テ無謝義ノ公學校ヲ設立シ以テ國民教育ノ基礎ヲ鞏固ニシ又大學校專門學校等ニハ鉅額ノ元資金ヲ附與スルモノ少カラズ噫彼個人主義ヲ宗トシ自主自由ヲ尙ブノ極度ナル米國ニ於テスラ國家カ教育ノ事ニ鉅額ノ費用ヲ費シ以テ高等及普通ノ教育ヲ維持スルコト斯ノ如キコトヲ知ラバ或ル論者モ思半ニ過グル所アラン

翻テ我國教育ノ歴史ト習慣トヲ觀察セバ如何ナル現象ヲ發見スルカ抑上古及中古ノ事ハ暫ク措キ徳川氏治世以來ノ事蹟ヲ考フルニ幕府ハ昌平黌ヲ立テ當時ノ國費ヲ以テ之ヲ維持シ各藩ニハ藩學校アリ勿論藩費ト稱スル國費ヲ以テ之ヲ設立維持ス藩ニ依リテハ藩學校ノ外郷校ナル者ヲ置キ之ニ若干ノ學田ヲ附シテ維持ノ資トナシタルモノアリト雖トモ是レ實ニ稀有ノ事タリ明治維新ノ世トナリテハ首ニ昌平黌ト開成所トヲ合セテ大學ト爲シ漸次小學中學師範學校專門學校等ヲ置キ勿論國費ヲ以テ之ヲ維持スルノミナラズ高等ノ學校ニ於テハ始メハ生徒ニ官ヨリ學資ヲ給シテ之ヲ教養シ以テ國家ニ必要ナ

ル人物ヲ造成セリ中頃宮費ヲ廢シテ貸費生ト爲シ今日ニ至リテハ其貸費モ既ニ廢セラレタリ此ノ如キ事蹟ヲ見テ議者或ハ以テ我國ノ教育ニ國費ヲ費スノ過多ナルヲ訝ランカ是レ我國ノ歴史ト情勢トニ通ゼザルモノト云ハザルヲ得ズ何トナレバ我國ニ於テハ古來國費ヲ以テ高等ノ學校ヲ設立シ以テ國家ノ必要ヲ充タスノ習慣ニシテ他ニ高等教育設備ノ法無キニヨリ國庫金ヲ支出シテ之ヲ設立維持セザルヲ得ザレバナリ此事ハ後ニ詳論スルコト、シ我國ガ斯ク教育ニ國費ヲ費シタルノ結果如何若シ其成功費用ト相償ハズンハ斷然今日其方途ヲ改ムルモ不可ナカルベシ諸君考一考セヨ今日我國ヲ開明ニ導キ遂ニ此立憲政治ノ基ヲ立ツルニ至リタルハ前ニ費シタル國費ノ効果に非ズト云フヲ得ベキカ例ヘバ斯憲法ハ何人ノ力ニ成リ法典ハ何人ノ力ニ成リ鐵道ハ何人ノ力ニ成リ電信ハ何人ノ力ニ成リ高等及普通ノ教育ハ何人ノ力ニ成リ其他重要ナル文藝技術ノ何人ノ力ニ成リシカヲ考一考セバ其大部分ハ前ニ國費ヲ給與シ又ハ貸付シテ着成シタル人士ノ力ニ依レルコト自ラ明ナルベシ果シテ然ラバ我國ハ決シテ教育ノ爲ニ濫費ヲ致シタル者ニ非ズシテ十分良好ノ報酬ヲ得以テ國家ノ必需ニ充タシタリト云テ可ナリ

二十餘年來我國ノ教育文藝技術進マザルニ非ズト雖トモ之ヲ他ノ開明諸國ニ比スレバ猶甚幼稚ナルヲ免レズ故ニ今日ハ益高等教育ヲ盛ニシ以テ國家必須ノ人物ヲ養成スベキノ時期ナリ決シテ小成ニ安ジテ揚々自得ノ色ヲ顯ハスベキ時ニ非ルナリ而シテ此事タル大學及專門學校ニ委スルノ外他途アラザレバ國費ヲ吝マズシテ此等高等及專門教育ノ事業ヲ擴張セザル可ラズ議者或ハ以テ大學及專門學校獨立セシムベシト爲ス其說固ヨリ可ナリ然レトモ其獨立ノ方按ニ至テ

ハ如何彼米國ノ如ク廣漠ナル土地ノ以テ其資金ニ充ツベキモノアルカ豪農巨商ノ一時ニ數百萬圓ヲ寄付スルガ如キモノアルカ抑亦別ニ學稅ヲ課スルノ方按アルカ之ヲ我歴史ト習慣トニ照セバ自ラ悟ル所アルベシ我國ノ歴史ハ高等及専門教育ハ國費ヲ以テ維持スベキモノナルコトヲ證示ス歴史ハ累代ノ結果ナリ一朝ニシテ其方途ノ變シ難キコト亦明ナラズヤ

議者或ハ曰ク大學及専門學校ノ維持ハ國費ヲ以テセザルモ私立ニ任セテ可ナリト嗚呼何ゾ思ハザルノ甚シキ此極ニ至ルヤ英米諸國ノ大學ノ如キ今日其體面私立ノ如キモノ無キニ非スト雖トモ是亦自ラ其歴史アリ習慣アリテ此ニ至レルモノニシテ之ヲ我國ノ現狀ニ適用セントスルハ猶木ニ縁テ魚ヲ求ムルノ類ナランノミ其歴史トハ何ソヤ彼大學ハ昔時或ハ其政府ノ設立ニ關リ或ハ巨大ノ土地資金等ヲ附與セシモノ又ハ富豪ヨリ巨額ノ財産ヲ寄附シテ設立シタルモノニシテ今日ニ至ルモ彼國ノ風習ニ依リ常ニ巨額ノ寄付金アルモノナリ之ヲ我國ノ今日ニ適用シ難キハ慶應義塾を大學ニセント企テタルガ如キ恰モ一好例ヲ與ヘタルモノト云フベシ福澤氏ノ名譽ト熱心トヲ以テスラ今日マデノ寄付金幾許ニ至リシゾヤ歐米人ノ眼ヲ以テスレバ實ニ憫笑ニ堪ヘザルコトナラン是レ發起者ノ罪ニモ非ズ我國民ノ冷淡ニモ非ズ唯我歴史ト習慣トガ許サザルニ依リ之ヲ奈トモスルコト能ハザルノミ(大學及専門學校ヲ國家ニ於テ維持スルハ十分ニ國家ノ目的ヲ達セン爲ナルコト又之ヲ私立ニ委スルトキハ營業上利益アル學科ノミニ力ヲ用ヒ不利益ナル學科ハ最モ國家ニ必要ナルモ之ヲ棄テ、顧ミザルノ弊アルガ如キノ論ハ世人ノ多ク唱フル所ナルヲ以テ之ヲ略ス)

(未完)

(第五號ノ續)

吾儕ハ前號ニ於テ我大學及専門學校ノ國費ヲ以テ設立維持セラルベキモノナルコトヲ論述セリ然而シテ専門學校ニハ其種類ニヨリ全ク私立ニ委シテ可ナルモノナキニ非ス法律學校ノ如キハ即チ其一例ニシテ設立維持ノ費用ハ巨額ノ金員ヲ要セズシテ學習者ハ其數甚ダ多シ故ニ此種ノ學校ハ之ヲ營業的ニ考ヘテモ得失相償テ餘アルモノナレバ國費ヲ以テ維持スルノ要アラザランカ之ニ反シテ其設立維持ニ巨額ノ費用ヲ要シ却テ學習者ノ少キモノニ至テハ國費ヲ以テ之ヲ支持シ國家ノ須要ヲ充タサザル可ラス此類ニ亦二アリ一ハ國家ノ富強ヲ謀リ開明ヲ導クニ緊要ノ關係ヲ有スルモノ一ハ國家ノ品位ヲ尙シ風教ヲ正スルニ切要ノ關係ヲ有スルモノニシテ各種ノ兵學校高等ノ醫學校工業學校商業學校農業學校等ハ甲ニ屬シ高等ノ文學校美術學校音樂學校等ハ乙ニ屬シ是レ皆國家ノ開明進歩ノ上ニ必要欠ク可ラサルモノナリ

次に中學校ノ教育ニ關シ國家ノ任ズベキ範圍如何吾儕ガ見ル所ニ依レバ中學教育ハ歷史上ヨリ觀察スルモ學理上ヨリ考究スルモ全然國家ノ專任スベキ性質ヲ有スルモノニハ非ルガ如シ何トナレバ中學ノ主トスル所ハ高等諸學校ニ進ムノ楷梯タルニ過ギズシテ其生徒ハ將來果シテ國家ノ必要ニ應ズベキ人物トナルベキヤ否ヤ言ハゞ猶未定ノ地位ニ在ルモノナレバ之ニ向テ直接ニ國費ヲ支出スルノ當否ハ吾儕ガ疑ヲ存セザルヲ得ザル所ナリ然リト雖モ中學教育ハ大ニ中等人士ノ智徳ニ關係シ中等人士ノ智徳ノ深淺厚薄ハ直ニ國家ノ治亂興廢ニ影響スルモノナレバ國家ハ其固有ノ目的ト精神トヲ達シ得ベキ程度マデハ之ニ關涉セザルヲ得ズ其法如何概言スレバ中學校ノ教則

規則ハ國家ノ制定スル所ニ依ラシムベキコト中學校長及中學校正教員ハ總テ國務官トシ國庫ヨリ俸給ヲ支辨スルコト是レナリ而シテ俸給外ノ費用ノ如キハ總テ授業料寄附金等ヲ充用支辨スルヲ適當トスベシ議者或ハ言ハン此ニ中學教育ト稱スルモノ、中ニハ勿論尋常高等ノ二種ヲ包含スルナルベシ果シテ然ラバ其結果タル所謂教育ノ地方分權ニシテ其說ヤ好ミスベシト雖トモ我今日ノ國費ノ堪フヘキ所ナリヤ否ヤト吾儕固ヨリ之ニ應ズベキ成算ナキニ非ズト雖トモ此實地問題ノ如キハ單ニ後ノ君子ヲ待タンノミ

次ニ師範學校ニ就テハ如何吾儕ハ此問題ヲ講究スルニ先チ此ニ數言ヲ費シテ師範學校ト稱スル所ノモノ、性質ヲ確定セザルヲ得ズ彼文科理科博物科等ノ專門ヲ設ケ其授業ノ方法モ分科大學ト紛ハシキニ至レルモノ、如キハ吾儕ガ所謂師範學校ニハ非ルナリ生徒ノ寄宿舎ヲ兵營ト異ナラサラシメ武官ヲ以テ要職ニ充テ兵式體操ヲ以テ特ニ主要ノ一科ト定メ殆下士官學校ニ異ナラザルガ如キ訓練ヲ施スモノ、如キハ吾儕ガ所謂師範學校ニハ非ルナリ又單ニ生徒ノ努力ヲ養成センコトヲ是レ務メ和漢文ニ歴史ニ地理ニ其授クル所毫モ中學ト異ナル所アルヲ見ザルモノ、如キモ亦吾儕ガ所謂師範學校ニハ非ルナリ吾儕が見テ以テ師範學校トスル所ノモノハ教育ト稱スル一科專門ノ學藝ヲ授クルヲ目的トセル學校ニシテ教授モ訓練モ皆其目的ニ從テ施行セラル、モノ、特稱ナリト知ルベシ

師範學校ノ性質ヲシテ果シテ前章述ブル所ノ如キモノナラシメバ國家ガ之ニ對スルノ責任如何是レ吾儕ガ喋々ヲ要セザルモ全ク國費ヲ以テ設立維持スベキモノナルコト明ナリ何トナレバ國民ニ普通教育ヲ施スハ國家ノ責任ニシテ吾儕ガ所謂師範學校ハ國家教育ノ源泉

ナレバナリ故ニ國家ハ其教則規則等ヲ定ムルハ勿論學校長正教員等ヲ國務官トシ國費ヲ以テ其俸給ヲ支辨シ且學校設立維持ノ費用ヲ支出スルヲ適當トスベシ然レトモ生徒費ニ至リテハ悉ク官費ヲ給スルハ稍適當ニ失セルガ如シ故ニ一般ノ生徒ハ新入生ヨリ漸ヲ以テ自費ニ改メ貧困ナルモノニ限り其學資ヲ補給スルノ法トシ別ニ月謝金ヲ納付スルヲ要セザルノ特典ヲ附與セバ可ナラン是レ吾儕ガ内外ノ歴史ト經驗トニ徵シテ其當ヲ得タリト信スル所ノモノナリ

議者或ハ曰ハン我國今日改進ノ時ニ當リテハ一般ノ進歩ニ從ヒ師範學校ニ於テ專門教師ヲ養成スルノ必要アラザルカ又外國ノ例ニ照ラスモ佛國ノ如キハ高等師範學校ニテ專門教師ヲ養成スルニ非ズヤト此言一理アルガ如シ然リト雖トモ凡ソ事物ハ何事ニモアレ絶對的に其得失ヲ判斷スベカラズ況ンヤ國費ニ關係アル教育問題ノ如キハ常ニ國家經濟ノ點ニ注目シ最少ノ費額ヲ以テ最大ノ成果ヲ得ンコトヲ務メザル可ラズ若シ文科理科等ノ分科大學ニ學生多クシテ此上專門教師ヲ養成スルノ餘地ナシト云ハバ止マン若シ然ラズンバ此種ノ教師ノ養成ハ該分科大學等ニ托スルモノ可ナラズヤ而ルモ猶師範學校ニハ何レノ分科大學又ハ專門學校ニテモ其目的ヲ達スル能ハザル一ノ種ノ專門家即チ教育家ヲ養成スルノ事業ハ存スルナリ若シ斯ノ如クナランニハ高等師範生徒ノ修業年限モ減縮シ從テ種々ノ點ヨリ少額ノ費額ニテ良好ノ結果ヲ得ルニ至ラン又或ル論者ノ佛國ノ例ヲ引證スルガ如キハ教育ノ法、國各其宜キヲ制スベキヲ知ラザルノ空論ト評セザルヲ得ズ現ニ佛國ノ如キハ專ラ普通教育ニ適スベキ教育專門ノ教員ヲ養成スベキ師範學校アリ其外ニ猶高等ノ一校ヲ置ケルニ非

ズヤ苟モ我國ノ現状ヲ知悉セルモノ豈ニ空論家ノ妄言ニ瞞着シ去ラレンヤ

議者或ハ言ハン尋常師範學校ニテ生徒ヲ養成スルニハ務メテ教育的ニ智徳ヲ啓發シ各科皆教授法ニ關聯シテ授業ヲ施サントスルモ生徒ノ學力乏クシテ此目的ニ適セザルヲ奈セン故ニ不知不識中學ト異ナラザルノ教授ヲ爲スニ至ルノミト此言誠ニ理アリ今吾儕ガ見ル所ニ依レバ此欠ヲ補センガ爲メ一ノ機關ヲ備フルヲ要ス即チ師範中學豫備科ノ設立是レナリ

今假ニ斯ノ如キ一機關具備セリト見ルトキハ將來師範學校若クハ中學校ニ入ラントスル生徒ハ先ヅ豫備科ニ入りテ專ラ必須ノ學科ヲ修メテ其學力ヲ養ヒ大凡二年ヲ經テ各望ム所ノ學校ニ入ルベシ然ルトキハ師範學校ニ於テハ生徒入學ノ後殊更ニ學力養成ノ目的ヲ以テ各種ノ學科ヲ授クルヲ要セザルニ依リ假リニ其修學年限ヲ二ヶ年ニ短縮ストスルモ十分師範學校ノ目的ニ適セル教授ヲ施シ良教員ヲ養成スルヲ得ベシ於是經費ノ何分ヲ節スルモ猶從來ニ比スレバ同一年限内ニ二倍ノ生徒ヲ卒業セシムルヲ得ン

以上論述スル所ハ我教育上ノ歴史ト學理トニ照ラシ教育制度ノ大要ヲ掲ゲタルニ過ギズ其實地問題ニ涉レル事項ノ如キハ謹テ諸君ノ自ラ研究セラレンコトヲ望ムノミ

(『國家教育』第五号、明治二十四年二月、同第七号、明治二十四年四月)

以下の十篇は、同誌第五号に収録された学校存廢論である。明治二十四年度予算を廢止する対象として名前の挙がった三校に対する意見がそれぞれ立場から述べられている。このうち六篇が音楽学校関係である。音楽学校関係の論説のうち、初出の新聞を確認することのできたも

のについては該当する文の終りに記した。

高等中學校、女子高等師範學校、東京音樂學校ニ關スル論題 曩ニ衆議院ノ豫算委員等ガ本題三校ノ經費ヲ全廢セシヨリ其當否ハ漸ク學者教育者間ノ論題トナリ外山文學博士ハ高等中學校ノ廢ス可ラザルヲ痛論シ經費節減ハ講スベキナリ亡國ノ策ハ唱フ可ラザルナリトマテ警戒シ増島法學士ハ之ニ對シテ少シク攻撃ノ色ヲ顯ハシタルニ外山博士ハ第二ノ意見ヲ世ニ公ニシテ大ニ其妄ヲ辨ジタリ又中村文學博士ハ女子高等師範學校ノ廢ス可ラサルヲ懇々説示シ矢田部理學博士ハ音樂ノ利害ヲ切論シテ學校唱歌ノ德育ニ資スルノ大ナルヲ示シ從來我邦ノ俗曲ノ弊害ヲ指斥シテ假借スル所ナク優良ナル音樂ヲ普及シテ漸次此弊害ヲ矯ムルハ最モ方法ノ宜キヲ得タルモノナルヲ論シテ東京音樂學校ノ廢ス可ラザルノ理由ヲ明ニセリ井上哲學博士ハ頃口衆議院議員中音樂ハ智育カ德育カ體育カトノ問ヲ發シタルモノアルヲ聞キ慨嘆ノ餘リ最モ剴切ナル一文ヲ東京新報記者ニ送り教育史上ヨリ古今諸名家ノ音樂ニ關スル定論ヲ掲ゲ來リ衆議院議員モ紛雜喧騰ノ議論ノ閑暇ヲ以テ少シ音樂校ニテモ往イテ瀏亮タル音樂デモ聞イタナラバ心モ和ラキ情モ靜ニナリテ忽チ音樂ノ効用ヲ領解スベシト諷諭シ猶進デ若シ國會ノ議員ニシテ音樂ノ國家ニ必要ナルコトヲ知ラザル者アルトキハ日本文化ノ程度ハ之ニ由リテ其極メテ卑キコトヲ推知スルヲ得ベシ無用ノ費用ハ固ヨリ節減セザル可ラズト雖トモ國家進歩ノ上ニ須要ナルモノマデモ之ガ爲ニ併セテ廢スルトキハ大損小益ニシテ不學無識ノ爲ニ國家ヲ誤ルコト多カルベシトノ痛切ナル箴言ヲ與ヘラレタリ其他文學士松軒居士ノ音樂學校ノ

必要ノ說中井喜太郎ト云フ人ガ何ノ縁モ無キ魯人ト平氏トヲ論據トシテ音樂學校廢セザル可ラズトノ說アリ之ニ對シテ第一高等中學唱歌教員鈴木米三郎氏ノ音樂學校存廢ノ說一喙一飲居士ノ敢テ世ノ識者ニ質ス等ノ文アリ何レモ今日教育上ノ一大問題ニ關係アルモノナレバ此ニ之ヲ輯録シテ社員諸君ノ閱讀ニ供スルコト、セリ

高等中學存廢ニ關スル意見

外山 正一

政費節減の爲めに高等中學は宜しく廢すべきものなりと言ふの説あり甚だ面白き説なり然れども余輩の説は大に之れと異なるものなり其大要は即ち左の如し

一 高等中學の上部を大學に移し其下部を尋常中學に移さんと言ふの考案の如きは一應甚だ便利の如くに聞ゆれども實際甚だ行はれ難きの説なり尋常中學は今日に於てすら其教育の甚だ不満足なるもの多きにあらずや之をして高等中學本科一年級の學科に該當する所までを授けしめて満足の結果を得んことは非常の骨折を用ゐても數多の星霜を経たる後にあらずんば到底望むべからざる所ならん而して書籍器械給料等に要する入費の點に至りてはそれ相當のものを要すべきは固より論を俟たざるなり高等中學を廢さんには費用は丸儲にならんと思ふが如きは誤解も亦甚しと謂はざるべからざるなり又高等中學の上部を大學へ移さんことの如きも容易に行はるべからざるの考案なり大學の書籍器械教員は増加せざんばあらざるなり大學の歳費は増加せざるを得ざるなり大學をして本科外の事業に餘り多く從事せしむるが如きは外面は經濟の様に見ゆることあるも其實却て不經濟なるを免かるゝ能はざるならん又大學以下の教育は成るべ

く普通教育たるべきなり普通教育の高等なるものを受けたる者が多くなるにあらずんば國民の品位を高めんことは到底望むべからざるならん今日動もすれば普通教育は成るべく之を省略して少しも早く専門學科を修めんとするの傾向あり今日に在りては高等中學の學科の如きも或は幾分専門に分れ過ぎたるの恐れなしとせざるか如し實に今日吾邦の如く専門の學科に熟達したる野蠻人の如きものゝ多き國は他に其例を見ざる所ならん若し高等中學の上部を大學に移さんには此弊は益增長せんとするの恐れあらん左れば高等中學の下部を尋常中學へ移すことも其上部を大學へ移すことも共に難事と謂はざるべからざるなり

一 中央集權は如何なる業務に於て行はるゝも國家隆盛の爲めに有害なることなれども就中教育上の中央集權は其弊害最も甚だしきものと謂はざるべからざるなり余輩本邦子弟就學の有様を顧念することに未だ嘗て地方少年の今日の如く都下のみ輻湊するの流弊を憂へざるはなし身心未熟なる子弟をして自由に都下の惡風に感染せしむるは歡ぶべきことなるや今日の如く若年子弟が就學の爲めに都下に輻湊するは余輩の常に憂ふる所なり

一 よしや第一高等中學は之を縮小するも地方の高等中學は之を擴張せざんばあらざるなりとは余輩の常に主張する所の持論なり

一 府下幾多の營業的私立學校の爲めには氣の毒なるも地方の高等中學其他の學校を擴張して地方の子弟をして地方に於て就學し得るの道を大いに開發するは今日の急務なりとは余輩の深く信する所なり

一 身心未熟なる東北人をして都下に來て就學せしむるは余輩の

甚だ憂ふる所なり身心未熟なる四國人をして都下に來て就學せしむるは余輩の甚だ憂ふる所なり身心未熟なる九州人をして都下に來て就學せしむるは余輩の甚だ憂ふる所なり

一 仙臺の高等中學の擴張せられんことは余輩の甚だ願ふ所なり金澤の高等中學の擴張せられんことは余輩の甚だ願ふ所なり京都の高等中學の擴張せられんことは余輩の甚だ願ふ所なり熊本の高等中學の擴張せられんことは余輩の甚だ願ふ所なり

一 鹿兒島に高等中學の設立せられたるは余輩の甚だ歡ぶ所なり山口に高等中學の設立せられたるは余輩の甚だ歡ぶ所なり高知の尋常中學の擴張せられて高等中學とせられんことは余輩切望に勝へざる所なり

一 京都の同志社仙臺の東華學校の如き私立學校の設立は固より歡ぶべきことと謂ふべし然れども斯る學校に本邦子弟の教育を専ら委ねんとするが如きは國家の爲めに憂ふべき謀計と謂はずんばあるべからざるなり

一 日本の教育は日本の教育たらずんばあるべからざるなり如何に善良なるも日本子弟の教育を外人お助けの學校に専ら委ね置んことは余輩の決して願はざる所なり

一 如何に善良なるも本邦子弟の教育を外國教會お助の學校に専ら委託せんとするが如きは余輩の決して同意すること能はざる所なり

一 一國の獨立を維持する爲めには一國の民心を鞏固にする爲めには一國の國體を保護せん爲めには其子弟を教育するの學校は其國の學校たらずんばあるべからざるなり

一 露西亞がポーランドの學校に關涉するは其目的晰かなるにあらずや獨逸がアルサス、ロルレインを佛蘭西より奪ひたる後直ちにストラスブルグの大學を設立したる如きは實に卓見と謂ふべきにあらずや

一 土爾其の文明教育は今日尙職として外國教會の掌中に在るは余輩常に土爾其人の爲めに惜む所なり支那の文明教育は今日尙ほ職として外國教會の擔任する所なるは余輩常に支那人の爲めに惜む所なり天竺の文明教育は今日尙ほ外國教會の專任する所なるは余輩常に天竺人の爲めに惜む所なり

一 余輩は此點に於ては日本をして土爾其たらしむることを欲せざるものなり支那たらしむるを欲せざるものなり印度たらしむるを欲せざるものなり

一 印度に英人が學校を設立するが如く外國教會に於て日本に許多の學校を設立し呉れんとせんか余輩はあら有難たや學校は別に設くるに及ばず政費節減專一なりと言て公稅學校は悉皆之れを廢すべきか否余輩は斯る場合に於ては政費は何程嵩むことあるも民力の及はん限りは公稅學校は益々擴張せざんばあらざるなりと斷言せんとするものなり余輩は信ずるなり外國教會お助學校が多ければ多き程國立學校は益々多からずんばある可らざるなりと

一 政費の節減は出来る限りは固より務むべき所なり然れども政費節減の爲めに外國教會お助學校をして國立學校に換はらしめんとするが如きは余輩に於て決して左袒する能はざる所なり

一 公稅學校は決して特り本邦にのみ存するものにはあらざるなり歐洲諸國は申すに及ばず北米合衆國の如き自由國に於ても新開の

諸州中には公税大中小學校の設けあるもの決して其例なきにあらざるなり

一 余輩は身心未熟なる地方子弟の都下に輻湊するの流弊を止むるは今日の急務なりと思ふものなり余輩は地方の高等中學及び尋常中學校を擴張するは目下の急務なりと信ずるものなり

一 余輩は國民の教育を外國教會お助の學校に專任するが如きは國家の爲めに有害なりと信ずるものなり余輩は仙臺に東華學校あるにも拘はらず第二高等中學は必要なりと信ずるものなり京都に同志社あるにも拘はらず第三高等中學は廢すべからずと斷言せんとするものなり

一 余輩はこの問題に關して議員諸君に全國の父兄に有らゆる日本人民に質さんとする二個の疑問あり即ち左の如し

第一 今日之の如く地方の少年子弟が就學の爲めとて東京府下に輻湊するは甚だ憂ふべきの情況にはあらざるか

第二 若し仙臺には東華學校あり故に第二高等中學は不必要なり京都には同志社あり故に第三高等中學は不必要なりとなし若しジュエイト教會に於て金澤に盛大なる學校を設立したらんには第四高等中學は不必要なりとなし若しギリイキ教會に於て熊本に盛大なる學校を設立したらんには第五高等中學は不必要なりとなして外國教會お助學校が増加するに隨ひて國立學校を廢さんとするか如きは果して日本の國是なるか

政費節減は講すべきなり亡國の策は唱ふべからざるなり

外山博士の意見を讀む

日芳學人 増島六一郎

政費節減講すべきなり亡國の策は唱ふべからざるなりとは高等中學の存廢に關し外山博士が論じたる所の結論なり學人も本月三日及五日の國會新聞紙上に國家教育の經濟を論じたるが博士の論中學人の例を取り其高等中學存在説を助けんとしたる所あるを見る博士の論鋒は其結論を生ぜんが爲めには相當の命題なるべく舊弊家の信仰する愛國論を支へんが爲めには一應道理ある様に見え其論鋒の巧みなる一點に於ては流石博士の筆に成るものなるを疑はざるなり今日の人情より察するときは其説或は有志家の幾分を眩惑せしむることあるも驚かざらんと欲す

右の意見は汎く高等中學の存廢説に對するものなるべく獨り學人の論じたる所に對し殊に論ずるものにあらずとは信ずれども蓋し然りと信ずる人ありとせんか之れを一言せずんばあるべからず學人の主眼は歸する所如何なる程度に於て公税に依り學事を維持すべきかの標準を得んとするにありて公税に依らざるも目下既に私立學校にして高等中學に代るべきものなきにあらず之を利用して高等中學の用を爲さしむべしと云ふに在り仙臺の高等中學の擴張せられんことは博士の願はるゝ所なりとするも試に同高等中學校の現狀を擧げんに其地方に於ては高等中學の學力に堪ふべき生徒なきが故豫備料とか何とか云へる程度の低き科目を教へ教諭等の無事に苦しむことなからしむるの策を取りたるより東華學校の如き其影響を蒙りたりとは學人の例としたる所なり博士蓋し之を知らざるべし是れ第二高等中學を擴張するにあらず其萎靡如^レは沙汰の限りにあらず現に存

立すること能はざるものなるも偶々國税に依れるものなるが故強て維持せらるゝものと云ふて可なり

學人は相當なる範圍内に於て學制の取締をなし又は之れを獎勵するの道を講ずること文部の職なれ時勢を察せず民力を論ぜずして官立の學校を作り其結果たるや今や將さに發達せんとする私立教育の國運を妨ぐるが如きことあるべからずと云ふに在り鹿兒島造士館の如き山口高等中學の如き學人が望みたる通り已に文部が其私立學校を助けて高等中學とならしめたるものにあらずや慶應義塾大學部の如き同志社大學の如き其他の私立學校の如き其程度の許さん限りは之を待遇するの道を以てし其及ばざる所は之を改良せしむるの制を設け其道にして過まらざるものとせば右の諸學校之を奉ずることを欲せざるものとも云ふべからず教育の弊其道を得ざるものとせんか文部直轄の官吏教授が之を司り文部支出の國税を以て之を維持することのみ其制を改良するの道にあらざるべし彼の獨り専門の學術に達したる野蠻人の如きもの多きの弊を救はん爲め高等普通教育を普からしむべし地方の少年は獨り地方に學ばしむべし専ら外國教會の學校に我子弟の教育を委托すべからずと云ふが如きは學人の論ぜんとしたる所即ち如何なる程度に於て公税により學事を維持すべきやの問題に關係なき別派の問題なり獨り問はん欲す政費は何程嵩むことあるも民力の及ばん限りは益公税學校を擴張すべきものとするも是れ果して今日の時勢と民力を察したるに出づるの論なるや否如何程政費に重きを加ふるも教育の力獨り能く國力を回復し亡國の憂なからしむる者なるや否謹で識者の教を俟たんと欲す

高等中學存廢に關する意見の二 外山正一

予輩は頃日高等中學存廢に關する卑見を世に公にしたり然るに之れを舊弊家を瞞着せんとする爲めのものなり有志家を眩惑せんとするの手段なりと誣ひんとするものあり甚だ巧なる駁撃の手段と云ふべし而して予輩は此の誣言は甘んじて受けんとするものなり其理由左の如し

- 一 予は故森有體君が文部大臣たられし時に早く既に文部大臣に説くに身心未熟なる地方子弟が就學の爲めに東京府下に輻輳するは國家の大患なり大いに地方教育を振起せしめて此の流弊を矯正するの急務なることを以てしたるものなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり
- 一 予は數年前早く既に地方教育を大いに振起するの必要を説き高知縣に高等中學を設立すべきことを主張したるものなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり
- 一 予は地方教育を大いに振起せしむるは今日の急務なりと確信するものなり故に優等なる學士に地方教員と成て地方教育の爲めに盡力するの必要を常に説くものなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり
- 一 予に誣ひるに予は官立學校存立而已を歡ぶものなりとするものあり然れども予は官立と私立とを論ぜず善良なる學校の地方に興るは常に歡ぶ所なり故に予は鹿兒島造士館山口高等中學の如き學校の設立は甚だ歡ぶ所なり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一 予は文部大臣には第一高等中學は之れを縮小し其の經費の剩餘を以て地方の高等中學を擴張せられんことを建言せんとするものなり予は第一高等中學校長には其良教員を割愛して地方の高等中學へ譲るべしと説かんとするものなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一 仙臺の高等中學の現狀は予固より之れを知れり本科生の尙ほ少なきは一は設立以來日尙ほ淺きに因り一は其の地方の子弟の多く東京に遊學するに因るなり其地方の子弟中に高等中學の學力に堪ふべき生徒なき故にはあらざるなり故に予は其地方の身心未熟なる子弟が東京に來らずして其の地方の高等中學に於て就學せんことを願ふものなり予は仙臺の高等中學は益々擴張すべきものなりと信ずるなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一 政黨學校にもあらざる教會學校にもあらざる善良なる私立學校のあるにも拘らず尙ほ其土地に強いて官立學校を設立すべし杯と云ひたる覺えは予は少しもあらざるなり然れども予が斯る暴論を唱へしことあるが如くに誣ひんとするものあり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一 教育の制其の道を得ざるものとせんか文部直轄の官吏教授が之を司り文部支出の國税を以て之を維持することのみ獨り其の制を改良するの道なりとは何人が唱へしか予は少しも知らざるなり然れども予が斯る説を唱へしことあるが如くに誣ひんとするものあり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を

眩惑せんとするものなり

一 仙臺高等中學の設立は東華學校を衰微せしめたり故に仙臺高等中學は廢すべきなり京都の高等中學は同志社を衰微せしめんとするの恐れあり故に京都の高等中學は廢すべきなりと主唱するは即ち外國教會お助の學校に我子弟の教育を専ら委託すべしと云ふにあらずや外國教會お助の學校に國民の教育を專任せんとするが如きは國家の爲めに有害なりとは予輩の斷言せし所なり予輩は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一 國民の教育を外國教會お助の學校に委託するが如き淺間敷境遇に陥らんか政費節減は將た何人の爲めなるや予輩は其の心を解するに苦むなり然れども予輩は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一 外國教會にて善良なる學校を本邦に設立して呉れるは有難きことなり歡ぶべきことなり本邦父兄の其の意志に隨て子弟を斯る學校に於て就學せしむるは固より妨なき所なり然れども何れの地方と雖も父兄の意志は如何なるも其の子弟を就學せしむべきの學校は斯る外國教會お助の學校而已ならしめんとするが如きは予輩の決して歡ばざる所なり然れども予輩は舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一 獨逸が多くの學校を佛蘭西に設立したらんには佛蘭西は自國にて學校を設くるに及ばずとて歡で居らんとするか佛蘭西が多くての學校を獨逸に設立したらんには獨逸は自國にて學校を設立するに及ばずと云て歡で居らんとするか羅馬法王が多くての學校を英吉

リスに設立し呉れんとせんか英吉利斯は自國にては學校を設立するに及ばずと云て歡で居らんとするか決して歡では居らざるならん彼等は自國設立の學校を益々多からしめんと圖らんこと決して疑ひあらざるなり然れども予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一 予の主張せんとする所は學校は必ず官立學校なるべしと云ふにはあらず教育上の中央集權は有害なりと云ふにあるなり官立と私立とを論ぜず地方に善良なる學校を多からしめて地方の子弟を地方に於て就學せしめ今日の如く都下に而已輻輳するの風は成るべく速に之を止むべきなりと云ふにあるなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一 日本人の氣質を保存する爲めには地方の子弟を地方に於て教育するは最も必要のことなり日本人をして悉く東京人たらしめんことは決して願ふべきことには非ざるなり英人が悉く倫敦人とならんことは英人の爲めに決して歡ぶべきことには非ざるなり佛人が悉く巴里人にならんことは佛人の爲めに決して歡ぶべきことに非ざるなり米人が悉く紐育人とならんことは米人の爲めに決して歡ぶべきことには非ざるなり地方地方の英人の氣質が存すればこそ英人の氣質は存するなり地方地方の佛人の氣質が存すればこそ佛人の氣質は存するなり地方地方の米人の氣質が存すればこそ米人の氣質は存するなり日本人の氣質を存する爲めには地方地方の日本人の氣質は存せんこと必要なり而て日本人の氣質を存するは必要なりとは予輩は信じて疑はざる所なり然れども予輩は舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一 本邦の教育上予輩の切望に勝へざる所は地方の子弟をして官立と私立とを問はず地方の小學に於て就學し地方の中學に於て就學し地方の高等中學に於て就學し最高等の教育即ち大學の教育の如きものを受けんとするの場合に於て而已都下に來て就學せしむるが如き順序になしたしと云ふにあるなり然れども予輩は舊弊家を瞞着せんとするものなり予輩は有志家を眩惑せんとするものなり

一 法學は今日我邦人の競て學ばんとする所なり府下幾多の法學校は皆な生徒を以て充滿するは即ち之を證するに足れり府下幾多の法學生は即ち之を證するに足れり高等中學の醫學部の如き法學教授所の地方に設立せられんことは今日の急務なりと予輩は信ずるなり而して其法學校の官立なると私立なるとは予に於て固より擇ばざる所なり然れども若し私立の適當なる法學校が地方に存せざる場合に於ては官立高等中學中に醫學部と同様に法學部を置くは教育上必要のことなりと斷言せんとするものなり然れども予輩は舊弊家を瞞着せんとするものなり予輩は有志家を眩惑せんとするものなり

一 予輩が國民の教育を委託すべき學校なりと思ふものは官立と私立とを問はず眞正教育的の學校の謂なり政黨的學校の謂にはあらざるなり宗教的學校の謂にはあらざるなり然れども予輩は舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一 都下教育の惡弊を排撃するは果して舊弊家を瞞着せんとする手段なるや地方教育の擴張を主張するは果して舊弊家を瞞着せんとする手段なるや本邦人氣質の保存を切望するは果して舊弊

家瞞着の手段なるや教會學校には隨意に就學せしむべき者なり教會學校に就學するを必要ならしむ可らずと云ふは果して舊弊家瞞着の手段なるや予輩は此誣言は歡で受けんとする者なり予輩は此の瞞着手段には數年前より日夜苦心せし所なり此の瞞着は政費節減論排撃の爲めに頓に思ひ付きたるものにはあらざるなり又政費節減論の熾なるに乘じ營業的私立學校繁昌の爲めに思ひ付きたるものにあらざるなり

女子高等師範學校廢すべからず 中村正直

拿破崙第一世嘗て歎して日當今法蘭西の大欠乏は母なりと我が日本帝國今日の狀態將に此歎を再ひせしめんとするものあり封建の夢覺め社會の形勢一變し舊德既に破れて新德未だ其緒を開かず維新の新天地に於て開明進歩の聲都鄙に喧しきも開明の徵進歩の跡は果して何の邊にあるや多くは是れ外形の事物のみ政府は文部省を設立して此弊を矯めんことを務むるも人心の向ふ所尙主として知識に偏し道德の點に至りては寧ろ昔日に劣るも優ることあるを見ず抑も道德は天下の大勢力なり女子教育は道德の本源なり婦徳の長短は以て邦國開明の度を知るべし我が日本帝國の議會既に開けて更に外面の光輝を加へたるも女子の教育にして之か改良を計らすんは後來の國運果して奈何そや知らず世人は拿翁の歎を以て尙早しとするか或は又之を無用とするか仄かに聞く目今政費節減の爲めに女子高等師範學校を廢止すへしとの説ありと余嘗て文部の囑托に依り乏を攝理の任に承けしか昨年更に又校長の命を受く余不肖と雖常に社會の道德は女子の教育に存することを信するの厚きを以て敢て此大任に當れり

然るに今や女子教育の淵源たる學校を廢止するの説あるを聞き茲に黙止すること能はず聊か卑見を述べて識者の高評を仰ぐ

- 一 婦人の版圖は家にあり家齊而后國治
- 一 一家團樂の和氣は邦國文明の原素なり
- 一 女子は教育の母なり善母は人類を新にす
- 一 教育ある婦妻は暗に良人を輔翼し之をして國家有益の事業を成さしむ
- 一 貴賤男女の別なく國民たるものは普通の教育を受けざるへからす是に於て小學校の必要起る
- 一 學校の教育は教師の摸範を主とす故に女兒生徒の教員は主として女子たらざるべからず是に於て女兒小學校の必要起る
- 一 中人以上の社會に立つ女子は稍高等の普通教育を要す是に於て高等女學校の必要起る
- 一 女兒小學校の必要あり故に尋常師範學校女子部の必要起る
- 一 尋常師範學校女子部及び高等女學校の必要あり故に之か教員たるべき女子を養成する所の女子高等師範學校の必要起る
- 一 されば女子高等師範學校は女子教育の淵源なり之を維持するは國家の必要なり政府の義務なり我が立憲政體を維持するの基なり
- 一 女子高等師範學校の設置維持は巨額の資金を要す而して私立營業的企圖に適するものにあらず
- 一 日本の女子教育は日本國民的なるへし獨り之を外國人に委ぬべからず
- 一 二十四年度の豫算政府支出に係るもの三万圓なり之を男子教育の全額に比すれば最微の分數なり之を國庫支出の總額に照せば九

牛の一毛に過ぎず之を投すれば女子教育の根柢を得へく之を投せされは女子の教育萎靡して振はず天下の大勢力生ずるに由なし豈に僅少の政費節減の爲めに國家の大計を誤るへけんや

余此稿を草するや目下女子高等師範學校長の任にあるを以て熱心の餘り或は公平を失はんことを恐れ深く自ら省みて筆を執れり若し世の識者公平ならずと思惟せらるゝ點あらは乞ふ明教を吝むことなかれ

音樂學校論

矢田部良吉

頃日東京音樂學校を廢止すべしとの説ありと聞く余此事に付少しく意見あれば今之を簡略に開陳して以て識者の教を乞はんと欲す

音樂は風教上教育上欠く可らず

音樂の風教上必要なるは東洋西洋を問はず先哲の既に論ぜし所に於て今又喋々するを要せず輓近我邦に於ては教育家の音樂に注意すること益々多く徳性涵養の爲め發聲機呼吸機發達の爲めに諸學校に唱歌科の設あるに至れり此事たる歐米諸國に於ては多年行はれて好結果を呈したるものにして我邦に於ても亦續々其結果の善良なるを報ずるものあり「君が代」の歌の如き「天長節の歌」の如き「紀元節の歌」の如き忠君愛國の感情を喚起するもの「父子親ありの歌」の如き道德の大本を教訓するもの「螢の光」の如き友愛の情を勃興せしむるもの其他勇氣を鼓舞するもの審美的感情を發達せしむるもの等學校唱歌中に多し其曲と云ひ其辭と云ひ兒童が學習の間に於て之を誦ふのみならず遊戯の間にも喜で之を誦ひ不知不識の間に德育の補助を爲すこと夥多し唱歌科を學校課程中に設けたるは實に明治

教育家の大功とすべきものなり

我邦俗曲の卑猥なる事

倦眼を轉じて我邦俗曲の如何なるものなるやを尋るに其曲と云ひ其辭と云ひ野鄙猥褻を極め言語同斷なるもの比々是なり古の聖賢は音樂の風教上緊要なるを論ぜしと同時に亦鄭聲の惡むべきを論じたり而して我邦の俗曲の如きは其最も甚しきものなり余は之を此に引證するをも嫌忌する所なれども余の言辭の決して不當ならざるを證明せんが爲に其一二を此に摘出せん

古今端唄大全と云ふ一小冊子あり然かも明治十六年九月十七日出版届濟の書なり世間此類の書多しと聞く此の如き書の届濟になりて居るは余の訝る所なり余を以て之を見れば啻に普通道德を破壊するのみならず刑法第二百五十九條にも抵觸するものとせざるを得ず余此書中の唄一二を掲げんとして掲ぐるに忍びず筆止めたること數回なれども今勇氣を振ひて一二を擧ぐれば

一 口説廢して痴話うち消してどふでも主は寐なんすかと云つゝ
(以下書くに忍びず)

二 燈火かくして夜着引被て(以下書くに忍びず)

三 暮て寝るのになにはどかるふ(以下書くに忍びず)

四 お竹さん……の毛がながいな……

五 口舌して思はせぶりな憎らしい(以上書くに忍びず)

六 まてどくらせど女郎衆はこない(以上書くに忍びず)

七 因州因幡の鳥取川の(以下書くに忍びず)

又此に常盤津本數種あり此類は端唄より一層丁寧反復して長たらしく卑猥の事を述べたるものなり例へば「濃楓色三股」(一名高尾)

は娼妓となりても情夫に操を立つればよしとの心得違ひを記し「倭假名色七文字」は源太に擬して遊廓の状況を記し「藪橋誰轉寝」は娼妓と遊治郎との口説の眞況を記し「禿紋日雛形」は遊廓の状況を記し「明烏夢泡雪」(一名浦里時次郎)は娼妓が遊治郎に情を立て何程呵責を受けても改めず遂に出奔することを記し「七條河原新釜煎の段」(一名石川五右衛門)は勸悪の虞あり「三世草錦文章」(一名お園六三)は兄殺しの藝妓、放蕩の情夫、強慾の兄、情死の仕損じ、道行き、冥土の道行き迄を記す又此に清元本數種あり其卑猥なる常盤津本に一步を譲らず例へば「袖浦誓中借」(一名お駒徳兵衛)は或る屋敷に奉行中不義を働き女夫となることを記し「其噂櫻色時」(一名おしゆん傳兵衛)は義理を立つる爲め淫事を以て人を誘惑することを記し「梅柳中宵月」(一名清心)は娼妓破戒の僧と固く契り其胤を宿し遊廓を出奔し痴情の極遂に情死するを記し「其噂吹川風」(一名玉屋新兵衛)は遊治郎と藝妓の情死を記し「月友桂川浪」(一名お半長右衛門)は幼き時養育したる女子と伊勢參詣の歸途通じて遂に情死するを記す。

此他皆大同小異なり其記事卑猥なれば其言辭も亦卑猥ならざるを得ず今之を摘出するを要せず

俗曲は下等社會の教科書なり

上に列擧せる端唄常盤津清元等は下等社會の最も學ぶ所にして其餘波上流社會にも亦達せり殊に常盤津清元等の如きは不徳の方法順序を丁寧親切に教導するものなり下等社會の者は之を聴き之を習ひ之を暗誦して頭腦に染み込み居れば其感化力實に強大にして學校教育の比に非らず故に余は曰んとす俗曲本は下等社會の修身教科書な

り「バイブル」なりと然るに此教科書たる學校讀本の如く面白からざるものに非らずして凡夫の凡情に訴へ卑猥心に訴ふるもの、みならず加ふるに卑猥の音曲を以てするものなれば感化力のみより云へば天下無双教育社會絶無の好教科書なり此の如き無二の教科書を以て薰陶せられたるもの豈卑猥の事を恥辱とするものあらんや宜なる哉日本の都市到る處大道の兩側に娼家を列せざるもの無きに非ざると日本の婦女は東洋到る處支那に印度に浦鹽斯德に布哇に澳斯太利亞に淫を賣り國辱を海外に晒すこと、我邦の西洋諸國と對峙することは我等日本人の常に切望する所なれども我邦社會にして歐洲人の賤む所とならば假令條約改正に於て満足なる結果を得るとも安ぞ交際上對等なることを得べけんや世に廢娼妓論者あり廢藝妓論者あり余は其心志を賛成すと雖ども廢娼論を唱ふると同時に我邦下等社會學校外の教育の改良に注意するに非らずんば惜むらくば其計畫は水泡に屬せん恐くは末を先にして本を後にするに了らん

俗曲改良の方法

前述の如くなれば俗曲は到底改良せざる可らず然れども此事たる決して容易の業に非らず固より法令を以て之を改良すること能はず假令端唄常盤津清元等を禁止し得るとするも人は各發聲機關あり聽機關あるものなれば何か之れに代へて謠ふべきもの聴くべきものなくんばあるべからず國の開明と草昧とを問はず末だ曾て音樂なきものあらす故に俗曲改良の事は徐々として之を計畫するの外なし其方法は左の三條を以て良とするは識者の普く認定する所ならん

第一 學校唱歌を盛にする事

第二 俗曲中取るべきものは或は之を取り或は修正を加ふる事

第三 優美高尚なる音曲の嗜好を獎勵する事

右三條の内第一は最も行ひ易くして最も勢力ある者なり如何となれば純良唱歌の發聲機關を發達せしめ徳性を涵養するは幼時にありて其功最も著しければなり其行ひ易き一例を舉れば高等師範學校にては貧民子弟の教育に供する單級教場の設あり初めは此教場に於て兒童が休暇時間等に「おやばかちやんりん」の如き野鄙の歌を謠ひて之を制するも聽かざりしが小學唱歌を教ふるに至り休暇時間と雖も歸宅の後と雖も野鄙の歌を謠ふもなく皆な音律言辭の端正なる唱歌を謠ふに至り所謂徳孤ならず必ず隣ありにて近隣の兒童も之を謠ふに至りたりと此の如き類例は余が東京のみならず二三の縣に於ても親しく見聞せし所なり第二の方法は俗曲中箏曲の如きは見るべきものあれば之を少しく修正し且つ西洋風の樂符を以て之を記し學習に便ならしめば益々流行するに至るべし第三の方法は音樂會を數々開設する等の手段に依て世人をして優美なる音樂を聽くに慣れしむるにあり斯くして漸次に鄙猥の音曲を廢して純良の音曲の流布せんことを圖らざるべからず

東京音樂學校の事

右の方法を施行するには音樂學校を設立して音樂上の研究と教授とを爲さしむること極めて緊要なり而して東京音樂學校は既に此事に従事して其成績も亦顯著なり蓋し現今全國の小學に唱歌科の設ありて學齡兒童が鄙猥の歌曲を謠ふを止め純良なる者を以て之に代へ加之天長節紀元節等には擧て聖天子の盛徳を頌し皇國の隆盛を祈るの唱歌を合唱するに至りたるは即ち東京音樂學校の力なり其他俗曲修正の事優美なる音樂會開設の事等此學校の目的とする所なり而し

て此校より出でたる數十名の卒業生は概ね皆地方に於て教員となり唱歌の教授を擔當せり斯かる次第なるを以て我邦音樂の爲めには東京音樂學校を永存すること極めて緊要なり

結論

然れども或は曰はん音樂學校の設立は緊要なれども之を官立とするの必要なしとされど此の如き學校は教育上大に國家に關係ある者なれば一箇人の勝手に任せ若くは一派の宗教會社の如きものに任せて其執る所の特殊の主義に依らしめんよりは寧ろ日本國が日本の國費を以て不偏不黨の學校を設立し永遠の結果を圖るに如かず而して現今の東京音樂學校が要する所の金額は一ケ年僅かに一万二千圓なりと聞く此些少の金圓を惜みて設立以來數年を経既に好結果を收め尙一層進歩せんとするものを一朝にして廢止せんとするが如きは決して策の得たるものに非らざるなり

音樂は德育か智育か體育か (井上哲次郎氏の書簡)

衆議院に於て音樂は智、體、德育何れに屬するかとの質問をなすものあり此事に就き井上哲次郎氏より左の書簡を寄せ來る(東京新報)

拜啓陳れば一月卅一日の雜報中に音樂は德育か智育か將た體育かとあるに付き鳥渡申上度こと有之候抑々教育を智、徳、體の三項に分つは英國のスペンサー氏の教育篇に本づくことにて希臘より獨逸にかけての哲學者は此の如き區別を爲さずプラトンの如きは教育を二つの部分に分ちムジカー即ち音樂とギムナスチカ即ち體操の二つを立て智育も德育も音樂の部に入れたりカント氏の如きは教育を體

育と實際教育の二つに分ち實際教育の下に技育、德育、智育の三者を類屬せり又リーケ氏は別に美術教育を設けワイツ氏は感情教育を設くるが如く一定せざるなり要するに智、徳、體の三教育に漏るゝもの少しとせず例へば手工教育の如きも元と手先の熟練を主とすれば全く智育とは言ひ難きなり然れども音樂の如きは之を學ぶ方より之を言へば智育なり之を聽いて樂む方より之を言へば體育にも德育にも關係なしとせずモンテスキュー氏は音樂は德義を裨益するものにあらざれども人心の猛烈なるを化して溫良とならしむる點より之を見れば德育に關係なしとせずと論ぜり又音樂の心意を怡ばしむるより之を言へば其健康上に裨益あること少なからざるを以て多少體育にも關係なしとせず然れども之を要するに音樂の德育と體育に關するは唯だ間接なるのみ尤も智育には直接の關係を有すと雖も之を智育の一部分とするより寧ろ別に美育と云へる部類を立つるに如かざるなり總じて英國は希臘や獨逸の如く美術の精神に富まず隨て彼國の哲學者は審美學を講究すること少く又他國ほど美育の事を重んぜざる所より智、徳、體の三育と定めたるなり然るに音樂は油の車軸を圓滑ならしむる如く室内を裝飾して人目を悦ばしむるが如く又酒席に美人を出して興を添ふるが如く人は日々の勞働に堪へざる故音樂を以て悶を遣り鬱を散ぜしむるを要すヘルバート氏も此意に本いて音樂の効用を論ぜり衆議院の議員も紛雜喧沓の議論の閑暇を以て少し音樂校にでも往いで瀏亮なる音樂でも聞たならば心も和かに情も靜になり忽ち音樂の効用を領解すべしさればこそ古の賢哲は往々音樂の國家に有益にして教育上に缺くべからざることを論ぜりアリストーテレス氏は音樂は勞働に添ふべき必須のものとして之を教

育科中に存しストラポー、テオフラストス、プルタルヒユス諸氏皆略ぼ同説にして同じく音樂を以て國家に必要なりとすること孔子の禮樂を尙ぶ精神と異ならざるなり獨りクセノフォン氏は之に反し音樂を警りて云く美術は大抵皆之を學ぶ人の身體を懦弱にし樹陰若くは爐邊に安座せしむ然るに人は自己の精神の爲めにも國家の爲めにも此の如き餘光を有せざるなりと然れども是れ極めて僻説にて凡人は徒に飲食し勞働し睡臥して生死するときは螻蟻虱蚤と相異ならず同じく人と生れたならば少しは眞、美、善の三者を曉得して眞成の人となるべきなり即ち物象世界の人たるに止まらず又心象世界の人たらんことを務むべし是故に歐洲にては古より各國とも大抵皆音樂を教育の一部分とする事となれり若し國會の議員にして音樂の國家に必要なことを知らざるものあるときは日本文化の程度は之に由りて其極めて卑きことを推知するを得べし無益の費用は固より節減せざるべからずと雖も國家進歩の上に須要なるものまでも之が爲めに併せて廢するときは大損小益にして不學無識の爲めに國家を誤まること多かるべし故に多數を以て事を決するは善きことなれども又往々大害を生ずることあり多數は不學無識の短見なること多ければなり近來餘り馬鹿々々しきこと世上に發表する故一寸愚見を申上候勿々敬具

二月二日

朝比奈知泉様

井上哲次郎 頓首

〔東京新報〕明治二十四年二月四日

近頃聞く所によれば帝國議會議員諸士中高等中學校音樂學校等の廢止論を唱ふる者ありと其廢せざるべからざるの理由あるが故に此を廢するは則ち可なりと雖も單に政費を節減すると云ふことを目安として當然廢すべからざるものまでをも此節減主義の爲めに犠牲とするに至りては予輩の大に服せざる所なり高等中學校の必要は學者教育家の夙に唱道して措かざる所にして予輩も亦嘗て此を論ぜる事あり獨り音樂學校の必要に就ては之を論ずるもの少し此れ予輩が誦陋を顧みず敢て一言する所あらんとするものなり

一 風俗の隆汚は國家盛衰の關はる所なり國家正に起らんとするに當りて風俗必ず敦厚隆尙ならずんばあらず風俗漸く汚下に赴くに至りて國家必ず衰頹せずんばあらず予輩古今東西の史乘に徴して其然るを知る故に古人も風俗を觀て其國の運命を卜知すべしと云へり而して俗を移し風を易ふるは樂より善きはなし古人曰く雅頌之音理而民正、嗚嗚之聲興而土奮、鄭衛之曲動而心淫と實に知言と云ふべし故に苟くも風俗を隆尙にして國家の盛大を致さんと欲せば典雅高尚の樂を起すに若くはなし

二 今日宇内列國の競争場裡に立んには啻に國家の實力を養成し其富強を致さんことを謀るのみならず又國民の品位を高ふすることを勉めざるべからず國民の品位を高ふするには風俗好尙を隆ふし卑猥の俗を去り溫雅優和の風を養ふを善しとす近時世上の喧しかりし風俗改良論の如きも亦國民の品位を高ふし宇内列國に對し恥る所なからんとするの主意に外ならざるべし典雅高尚の音樂を起し此を普及せしめ日常歌詠快を取るの間自から溫雅の風尙を養成

するを得ば國民の品位を高ふするに於て豈に偉効なしと云はんや
三 普通教育は兒童に道德的訓育と其生活に必要な智識技藝とを與ふるを以て目的とするなり而して音樂唱歌が兒童の徳性を發達し忠君愛國の情を鼓舞發揮し國民教育及道德教育の裨補をなすの効實に大なりとす故に普通教育上唱歌教員を養成すること實に必要なりとす

四 從來民間に行はれたる俗樂は啻に教育上徳性を發達するの効益なきのみならず偶々以て子女淫猥の風を誘導するの害あるものに過半を占む然れども其中往々又取るべきもの少なからず故に此を改良して純善のものとなし宣鬱排悶の助を爲すと同時に徳性を涵養するの効あらしむるを謀ること今日の急務なりとす

以上の事業を仕遂げんには必ず音樂學校にして始めて此に當るを得べし高尚典雅の樂を制し俗曲を改良することは決して民間自然の發達に任せ置くべきことにあらず民間に起る所のものには俗耳に入り易く時好に投合するを主とするが故に往々其詞卑猥に其曲汚下なり予輩が所謂の高尚典雅なるものに至ては萬に一を僥倖するも猶ほ得べからざるなり唱歌教師を養成するの必要なるは師範學校等にて一般の教師を養成するの必要に劣らざるものとす是れ予輩が教育上及風教上音樂學校の施設を必要とする所以なり

〔讀賣新聞〕明治二十四年一月二十四日

音樂學校廢せざる可らず 中井喜太郎

日本民族をして平氏たらしめ日本國をして魯たらしめんと欲せば音樂學校を廢すべからず一族海に沈むも管絃を奏するを罷めず敵兵

城下に迫る猶彈琴の聲を聞く音樂の人心をして懦弱たらしめざる夫れ此の如し音樂は實に武を揚げ威を張るに最も必要なるものと謂はざる可からざるなり嗚呼優勝劣敗弱肉強食の今日に當り誰か音樂學校は必要にあらずと謂ふや然りと雖も日本民族をして平氏たらしめ日本國をして魯たらしむるを欲せざれば音樂學校は之を廢せざる可らざるなり

夫れ音樂は傳て之を知るを咎めずして誨て之を習はしむるを要せず人は曰ふ「螢の光」の如きは友愛の情を勃興せしむと今の小學生徒にして能く「螢の光」の意を解し得るもの幾人かある生徒の之を謠ふ蓋し無心なり無心に之を謠へば謠はざると何ぞ擇ばん人は曰ふ我國の俗曲は卑猥なりと然れども之を謠ふの兒女は其意義を解して後之を謠ふにあらず蓋し亦無心なれば謠ふことなきと何ぞ擇ばん

人又曰ふ音樂の人心に影響するや大なり故に宜しく音樂學校を設立して音樂上の研究と教授とを爲さしめ世人をして優美なる音樂を聽くに慣れしむること極て緊要なりと若し論者の如く音樂果して人心に影響する大なれば音樂は實に危険なものなり優美なる音樂を聽くに慣れし世人の成行きは果して如何なるべきか平氏は優美なる音樂を聞くに慣れし族なり魯は優美なる音樂を聞くに慣れし國なり音樂學校を置くの害豈昭々たらずや

嗚呼余は音樂學校の唱歌が後庭花たらんことを恐る（東京新報）

音樂學校存廢に就て

鈴木米次郎

琵琶の亡國の音なるは先儒既に論する所なり鄭衛の聲淫なるも亦先哲の説かれたる所なり世に亡國の音を教へ鄭衛の聲を盛にするの

音樂學校あらんか余輩は第一に之が廢止を唱へんとするものなり之に反して日本男兒の勇氣を鼓し心膽を練り宇内に卓立し金甌無缺の國體を萬世に傳へ古來曾て外侮を受けざる國威を愈々内外に發揚せんとするが如き歌曲を以て我次代の國民を養成せんとする音樂學校あらんか余輩は第一に之が維持擴張を主唱せざるべからず論者試に左の數歌を吟誦せられよ是はこれ東京音樂學校にて編成せられたる歌曲に係るものなり

○皇御國

- 一、すめらみくにの、ものゝふは、いかなる事をおかつとむべき。たゞ身にもてる、まごゝろを、君と親とに、つくすまで。
- 二、皇御國の、をのこらは、たわまずをれぬこゝろもて。世のなりはひを、つとめなし、國と民とを、とますべし。

○矢玉は霰

- 一、矢玉は、あられと、降るなかを、進めよ、ますらを、おくるなよ、たとひ命はすつとても。
- 二、暴風は、さわぎて、海くらし、おそへる、敵はおになりと、ほふりつくして、とつくに。
- 三、數萬のつはもの、抜きつれて、きらめく稻妻、ときの聲、人のおどろく、いくさして。

御國の民の、おゝしさを、見せよ、示せや、そのをゝしさを。

○御國の民

- 一、御國の民よ、わが同胞よ、國の爲めつくせ、君のためつくせ、

家のため身の爲、つくせよつくせ。

矢玉ふるなかも、おそれずすゝめ、大刀うつ下も、ひるますゝめ。

旭の旗のひるがへるところは、これ我が國ぞ、みな我が國ぞ。

二、御國の民よ、我が同胞よ、つゝのおとひゞき、ときの聲きこゆ、君のためこゝろを、つくせよつくせ。

かばねつむ山も、ふみこえすゝめ、ちしほの川も、おどりてすゝめ。

旭の旗のひるがへるところは、これ我が國ぞ、みなわが國ぞ。

(已下略す)

○國旗

一、御國の旗こそ、旭のかげ、かゞやきわたらぬ國やはある。

軍の場にも大昭代にも、いやましひかれり旭のはた。

あはれ、はれ、日のはた、わが日の旗、六大洲中、てらせ日の旗。

二、御國を守る、つはものども、朝日にまばゆき、さくらの花、ちりてもかほりはいやますらを、ゆめゆめけがすな、朝日のはた。

あはれ、はれ、日のはた、わが日の旗。六大洲中、てらせ日の旗。

三、日出る國なる、わが日の本、稜威はあめつち、さかゆく國。

あふげや、のぞめや、あさひのはた、ちかひてまもれや、朝日のはた。

あはれ、はれ、日のはた、我日のはた。六大洲中、てらせ日

の旗。

○火炮の雷

一、火炮の雷なり、矢玉の雨ふる、筑柴の海邊を、たれかはまもれる。

おそるな國民、おそるな國民、日本男兒守れり、日本男兒守れり。

二、我兵十萬、忠勇無比なり、心を一つに、せとぐち守れり。

おそるな國民、おそるな國民、日本男兒守れり、日本男兒守れり。

三、矢玉はつくとも、刀はをるとも、生血のあるまは、敵をばとほさじ。

おそるな國民、おそるな國民、日本男兒守れり、日本男兒守れり。

四、雲霧をさまり、日の旗かがやく、かためよ守れよ、長門のせと口。

おそるな國民、おそるな國民、日本男兒守れり、日本男兒守れり。

右は或る一種の論者の疑を解かん爲め唱歌中特に禦侮折衝に關する數歌を擧げたるに過ぎざるが猶他に疑問もあらは余輩は喜で之に答ふるに躊躇せざるなり。

或は論者の言に曰く幼年子女にして唱歌の意を解するもの甚だ少なり彼等の之を謠ふは無心なり無心に之を謠ふは謠はざると何ぞ擇ばんと又曰く我國の俗曲は卑猥なれど兒女の之を謠ふは其意義を解して後之を謠ふに非ず蓋し又無心なれば謠ふことなきと何ぞ擇ばん

と余輩唱歌の教授に従事すること茲に數年之を實地に徴するに歌詞の大意は一二回の解説にて兒童に能く解せしむることを得るのみならず旋律上より十分其感情を興起し得るは確く保證する所なり而して彼俗曲中屢々散見する淫奔猥褻の醜行を實地に寫出する言辭の如き白痴の兒童に非ざるよりは之を解せざらんとするも能はざる所ならん余輩は其證例の實に多々あるを憾むものなり今特更に之を茲に排列するを快しとせざるにより或論者願くば深く自ら猛省し牽強附會の説を作して世の父母を誤らしめ子女をして惑はしむること莫れ

(東京新報)

敢て世ノ職者ニ質ス

二啄一飲居士

此頃或る新聞に平氏と魯人とを論據として音樂學校廢せざるべからずといへる論文を掲げたる人あり余閱讀の餘感する所あり因つて聊か所思を述べんとす是れ敢て論者の説を駁せんとするにもあらず余は唯余が言はんと欲する所をいひて世人の参考に供せんとするのみ

世に人文進化の理法なし智徳涵養の必要を見ず故に經世至要の美術も無用物なりとせば宜しく音樂學校を廢すべき世之に反して世界は進化の理法に支配せられ吾人は苦樂相繼ぎ善惡相混ざる境遇にあるものなりとせば純正優良なる音樂を發達せしむる學校を置かざるべからず目今宇内各國を通觀するに之を小にして競争場裏に錙銖を争ひ汲々利を營む者と雖ども其晚餐に際しては時に琴瑟を和調して一家團樂の樂を廢せず之を大にしては敵國の君主會同して好みを結び盟を尋ぎ使節往復饗宴の際或は冠婚喪祭の禮に關し或は出軍凱旋

の時或は一群の艦隊怒濤天を衝くの海上に在るの時といへども必ず之に適應すべき音樂を奏することを廢せず然る所以のものは何ぞや一國の人心を導和易優良ならしむるも又勇壯活潑ならしむるも音樂の作用に關し經世上必要缺く可からざるものあればなり

嗚呼優勝劣敗弱肉強食の今日に當り我國の地位を高かめ我文明の歩を進めんとするに誰か音樂學校の設置を以て必要ならずと謂ふや然りといへども日本の民族をして其地位を高かめしむるを欲せずして永く鄙野の域に沈淪せしめ文明國に貴重する經世上必要なる美術を以て無用の長物なりと斷定せば音樂學校は廢するも不可なかるべきなり

夫れ音樂は傳へて之を知るを咎めざるも其是非善惡は擇ばざるべからず誨へて之を習はしむるも其方法は講明せざるべからず人は曰ふ「いろのいろはの御師匠さん」能く無心なる兒女の心に浸淫して早くも其イヤラシサに堪へざらしむと是れ教へて風俗を亂さしむると何ぞ擇ばん人は曰ふ我國の俗曲は鄙猥なりと端唄都々一を謠ふの兒女は假令その感情に疎からしむるも聽くもの浮かれて知らず覺えず癡情を動かすに至りては蓋々また其深からざる感情をして轉た深からしむると何ぞ擇ばん

人又た曰ふ音樂の人心に影響するや大なり故に宜しく音樂學校を設立して音樂上の研究と教授とをなさしめ世人をして優良なる音樂を聽くに慣れしむること極めて緊急なりと論者の此言眞に然り何となれば音樂の純正優良なると鄙猥淫靡なるとは實に一國治亂の胚胎する所にして其撰擇取舍は最も慎しみ且つ重ぜざる可からざればなり請ふ其人心に影響して危險なる例證を挙げん然るも或る論者の如

く遠く之を平氏魯人に求むるを要せず近く徳川氏末路の實迹に鑑みて足れりとすそも文政天保以來幕府の旗本御家人の輩至治年久きに慣れて其中漸く職務を忘るゝもの多く甲も乙も丙も丁も長唄ならざれば常盤津、常盤津ならざれば富本、富本ならざれば清元、清元ならざれば新内と三絃を弄し俗曲に心酔して鄙猥淫靡の歌謠を誦誦せざるはなく笛に太鼓に鼓に踊りに時に新曲を作爲して新手を工夫し赤坂の氷川、山王の祭禮、劇場に、寄席に竊かに此かに此の輩の携はらざるはなく其伎藝を衒らひ其聲調を誇るに至りては手巾をもて面部を覆ひ夜陰人の戸外に立ちて所謂門づけなる賤業をなすも恥ざるに至り逐年逐日風俗壞亂して其極武夫銳卒の末孫變じて遊治郎色男と化しさり終に徳川氏滅却の大變を醸成するに至れり音楽の人心に影響して危険なる例證既に斯くの如し豈に恐るべく戒しむべく慎しむべく重んぜざるべけんや

嗚呼余は純正優良なる音楽の唯一の源泉たる東京音楽學校を廢せば風俗益す壞亂して徳川氏の末路たらざらんを欲するも得べからざるを恐るゝなり

因みに云ふ徳川氏一世音楽上に於て嚴然たる制規なしといへども大抵朝廷上は雅樂を主とし武家は能樂を専らとしたりき然かも伶人能役者の輩皆其職を世々にしたるが故に能く其舊物を失はず士大夫の家亦大半三絃等の鄙猥淫靡なる俗曲を入るゝを禁じて其兒女に教ふるに優美なる琴曲を以てせり故に國持大小名及び其藩士の輩は花街遊廓等に於て當時無意氣の評あれども其閨門亂れずして能其品位を全ふすることを得たり然るを幕府寛大に失して旗本御家人の輩本文の弊あるを致せるは眞に遺憾といふべきなり況

んや今日一般世襲の業廢たれて變遷無量なる時會に際し日本民族の爲めに風俗を維持せんと欲するに於けるをや嚴然たる音楽學校を設けて新舊の歌曲を研磨し折衷し以て其正を持するの必要なるは論を待たずして知るべきなり

論者云はく平氏一族海に沈むも管絃を奏することを罷めずと是れは何の書に書載したるか余は平の經正が都を落つるの時竹生島に詣うで、琵琶を弾じたと無官大夫敦盛が最後の際まで青葉の笛を携へたるの二事あるを知るのみ這は近世赤穂義士中の一人たる小野寺十内が吉良家打入の夜迄も尙ほ平生好む所の琴爪を携へたと古今同一の説話にして好事家の情緒を明かせしのみ魯人が敵に圍まれし時尙ほ絃歌の聲を絶たざりしといへるは其禮義を尙ぶの國柄にして其主の爲めに節を守るといふことを明かさんが爲めの例の支那流の形容的説話に過ぎるのみ是等の不完全にして毫も今日の音楽に關係なき事迹をもて實際我邦民族一般の利害毀譽に關せる音楽學校の存廢を論ずる證據とせられしは聊か論者の爲めに惜しまざるを得ざるなり

〔『國家教育』第五号、明治二十四年二月〕

また『國家教育』には、創刊以來ほぼ毎号「本欄ニ掲ケタル答義ハ社員諸君ノ實地ニ利用セラレン事ヲ望ム」と付記された「問題答義」の欄が設けられていた。当時の教育上の問題を具体的に示し、自由な解答を求める欄である。その中には、たとえば「師範學校長ニハ如何ナル資格アル人ヲ以テ適任トスベキヤ」、「女子教育ニ對スル國家ノ責任如何」、「國立女子師範學校ヲ置クノ必要如何」、「國立高等中學ヲ置クノ必要如何」といった項目も含まれる。東京音楽學校と直接関わりのある、第十一問

「風教ニ對スル國家ノ責任如何」、第十二問「國立音樂學校ヲ置クノ必要如何」に對しても、神津專三郎氏の解答を皮切りにいくつかの解答が掲載されている。

問題答義

第十一問 風教ニ對スル國家ノ責任

第十二問 國立音樂學校ヲ必要トスル理由

神津專三郎

余ハ先ツ一國人民ノ風俗ハ其國ノ政府力與カリ知ルベキ所ニ非スヤ否ヤノ問題ニ答ヘ次ニ一國ノ音樂ト一國ノ風俗トハ密接ノ關係ヲ有セザルヤ否ヤニ及ボシ終ニ國立音樂學校ノ必要ヲ説カントス蓋シ第一ノ問題ニ就テハ其理由甚タ明白ニシテ一國ノ政府ハ其人民ノ風俗ヲ保持スベキ責任ヲ負フ事殆ト辨ヲ俟タズシテ明ナリ凡ソ一國ノ野蠻未開トイフモ文明開化トイフモ要スルニ其國民ノ風俗良否ニ基因ストコロノ名稱ニスギズシテ即チ風俗ノ良否ハ文野ノ分ル、境界ナリトイフモ不可ナキニ似タリ故ニ一國ノ文化ヲ進メテ人民ノ品位ヲ高クシ以テ國威國權ヲ擴張スベキハ國家ノ責任ノ重要ナルモノナリ是ヲ以テ苛モ獨立不羈ノ國ニシテ其人民ノ風俗ヲ矯正保持スルノ法律アラザルハナシ即チ我が刑法第二百五十九條ニハ風俗ヲ害スル冊子圖畫其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ又ハ販賣シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ストアリ「スタイン」氏モ行政學ニ風俗警察ヲ以テ一般教育ノ範圍ニ屬セシメタリ彼ノ徳川氏治世ノ如キニ在テモ中世ニ至ルマテハ其政正シキヲ以テ最モ風俗ノ矯正ニ銳意ニシテ或ハ風俗ヲ害スル歌舞伎舞踏ヲ禁シ或ハ此類ノ歌謠唄曲ヲ禁スル

等枚舉ニ違アラズ是レ即チ一國民ノ風教ハ其國家カ管治スベキ責ヲ負フノ明證ナリ

次ニ音樂ト風教トノ關係ヲ述ベンニ今日我俗間ニ流行スル淫樂ノ詞章ハ狂色、道行、姦通、欠落、情死等ノ淫奔猥褻ヲ述ベ其曲調聲節モ淫靡ヲ極メ加フルニ手振身振ヲ以テ其情勢ヲ逞ウセザルナシ然ルニ我ガ邦從來ノ習俗タル子弟兒女ノ家富有ナル者ハ固ヨリ言フニ及ハズ其家貧ニシテ學校教育ヲ受クル能ハザル者モマタ此淫樂ヲ學習セザルハナシ然レバ則チ淫樂ノ普及セルハ普通教育ヨリモ更ニ廣大ナル有様ニテ全國到ル處市街トシテ淫聲ヲ聞カザルナク演劇演伎ノ場トシテ之ヲ見ザルハナシ是ヲ以テ將來醜業女子ト爲ル者ノ如キハ幼ヨリ淫聲ノ教訓ヲ受ケ日夜淫猥ノ理論ヲ實地ニ演習スルヲ以テ專業トシ今日世間ニ流布スルトコロノ淫樂書類ノ如キハ猥褻ヲ教育シ醜行ヲ養成スルノ教科用書ニアラザルモノ殆ト稀ナリ故ニ今日ノ風俗ヲ矯正セントセバ宜ク先ヅ淫風ノ本源即チ淫樂ヲ撲滅セザルベカラズ

此時ニ當テ余輩ガ宜ク講究セザルベカラザルモノハ此害毒ヲ除去スルノ方法如何ニ在リ熟々人性ノ自然ヲ察スルニ苦ト樂トハ常ニ平行ノ勢力アリ人ハ身ニ苦ノナキハナクマタ樂ミヲ欲セザルハナシ而シテ人ノ苦ムトコロ愈々大ナレバ其樂ミヲ欲スルモマタ愈々大ナリ故ニ人ノ境遇ニ由テ苦樂ノ大小ヲ異ニスルアリトイヘトモ到底人ハ一日モ樂ミナクシテ世ニ生存スル能ハザルヲ以テ國ニ善良ナル音樂ノ發達ヲ圖ラザレバ其不良ナルモノ、益々増長スベキハ勢ノ自然ナリ故ニ淫樂ノ害毒ヲ除去センニハ善良ナル音樂ヲ興シ漸ヲ以テ之レニ代ラシムルニ如カズ善良ナル音樂ヲ興スハ國立音樂學校ヲ設ケ學

理ニ根據シタル純良雅正ナル樂曲ヲ作り廣ク之ヲ子弟兒女ニ授クルニ如カズ我カ邦從來民間ニ淫聲ノ盛ナルハ國立音樂學校ノ設ケナクシテ之ヲ下等社會ニ放任シタルノ失ニ坐セリ抑一國ノ音樂ノ風俗ニ關係スルノ大ナルコトソレ此ノ如クナルノミナラズ其教育上ニ於テ智徳ヲ涵養シ身體ヲ強健ニスルノ効モマタ頗ル大ナルハ更ニ余ガ喋々ヲ要セザルトコロナリ

以上列記ノ理由アルヲ以テ余ハ斷言シテ曰ク國家ハ國民ノ風教ニ關シ責任アルモノナリ其風教ノ如何ハ音樂ノ正否ニ關スルコト大ニシテ純正ナル歌樂ハ人民ノ智徳ヲ高尚ニシ身體ヲ強健ニス淫猥ナル聲曲ハ人心ヲ淫行ニ導キ一身ヲ誤ラシムルモノナリ然ルニ淫邪ノ聲曲ヲ制止スルハ純正ノ歌樂ヲ以テ之ニ代ラシムルノ他ニ良策アルコト無シ盛ニ純正ノ歌樂ヲ興シ以テ此目的ヲ達スルハ國立音樂學校ノ力ニ依ラザルベカラズ故ニ國家ハ國立音樂學校ヲ置キ以テ其責任ヲ全ウスルヲ要スト

同 群馬縣 岩崎 廣次

風教ノ美ナル國家必ズ榮ヘ風教ノ素ル、國家必ズ亡ブ徳川氏三百年榮枯ノ夢ハ昭トシテ吾人ノ目前ニ在リ何ゾ必ズシモ遠引博搜然ル後ニ之ヲ知ランヤ吾人ハ固ヨリ兵船ノナカルベカラザルヲ知り軍人ノナカルベカラザルヲ知ル然レトモ是只存スル者ヲシテ存セシメ立ツ者ヲシテ立タシムルノミ苟モ風教地ニ委シ道義跡ヲ掃ハハ是レ既ニ基礎ナキ也敵國外患ナシト雖己自ラ休レンノミ此時ニ當ツテ鐵艦騎士幾百万ノ多キヲ積ムモ其レ之ヲ何處ニカ用ヒンヤ、兵船ヲ造リ軍人ヲ養フノ國家事業タルニ疑ナクンバ國教ヲ維持シ道義ヲ進ムル

ノ亦國家ノ責タルヲ知ルベキ也

聳震ノ賦ヲ奏スル者誰カ 神祖ノ宏業懿徳ヲ仰望セザラン君か代ノ歌ヲ唱フル者誰カ 聖恩ノ優渥ナルニ感泣シテ 聖壽ノ萬歳ヲ祝セザラン夫レ之ヲ奏シ之ヲ唱フルノ始ニ於テ固ヨリ既ニ之ヲ奏シ之ヲ唱フル所以ヲ知ル然トモ之ヲ奏シ之ヲ唱フルノ後ニ於テハ更ニ深ク其然ルベキ所以ヲ感ズ余ハ此類ノ事業ガ現今學校教育ノ一部ニ立テルヲ見テ欣ンデ措カザル者也知ラズ誰カ之ヲシテ此ニ至ラシメタル者ゾ豈國立音樂所ノ功績ニアラズヤ抑モ鄭聲ヲ禁ジ雅頌ヲ起ス事頗ル風教ニ關ス是固ヨリ片片タル私人ノ業ニ委スベキニアラザル也而シテ又他ノ一事ニ從フ者ヲシテ強テ之ヲ兼ネシムベキニアラザル也若夫之ヲ疑ハバ頭ヲ回ラシテ過去十餘年ノ事蹟ヲ顧ヨ公平ナル死物ノ口ハ豈公平ナル證言ヲ吐ク者ニアラズヤ

(『國家教育』第五号、明治二十四年二月)

第十二問 國立音樂學校ヲ置クノ必要

福井縣 加藤 寛六郎

人心ヲ感動スルモノ音樂ニ及クハ莫シ音樂ハ徳性ヲ涵養スル無二ノ機關ナリ歌詞都テ溫雅優美ニシテ而モ忠孝貞節ヲ獎勵シ樂曲モ亦隨而良好ナランカ不知不識ノ間ニ忠愛ノ情ヲ喚起シ卑陋醜猥ノ情ヲ鎮制スルノ理ハ古今學者ノ皆共ニ許ス所ナリ之ニ反シテ歌詞樂曲共ニ卑猥ナランカ之ヲ聞クモノ亦卑猥ノ感情ヲ勃起スヘシ見ヨ當時坊間唱フル所ノ俗歌俗曲多クハ是レ高尚風教ヲ益スルモノニ非スシテ却テ之ヲ害スルモノナリ甚シキハ實ニ聽クニ堪ヘサルモノアリ若シ之ヲ自然ニ放置セハ其國風ヲ如何故ニ國家ハ其責任トシテ自ラ音樂

ノ事ヲ改良獎勵シ決シテ佗ニ委スヘカラサルナリ去レハ國費ヲ以テ音樂學校ヲ維持スルモ敢テ不必要ト云フ能ハサルナリ今ヤ明治十二年既設ノ東京音樂學校ハ曾テ内外音樂ノ異同并ニ古今音曲ノ沿革等ヲ研究シテ我國音樂ヲ改良シ又兼テ其道ノ教師ヲ養成シ以テ今日ニ至ル目下我國ノ祝祭日ニ在リテハ全國到ル所ノ小學ニ於テ我國體ノ美聖徳ノ忝ヲ頌スルニ至リタルカ如キモ一ニ此學校ノ功績ナリトサレハ苟モ我邦ノ德育、風教ニ留意スルモノナレハ飽マテモ此學校ヲ維持セサルヲ得ス蓋シ音樂ノ一事ニ就テハ世上或ハ其人心上ノ影響ヲ疑フモノナキニアラスト雖モ本朝古代傳來ノ隋唐ノ雅樂ヲ始メトシテ鎌倉政府以後ノ田樂猿樂及徳川時代ヨリ盛ニ行ハル、各種ノ俗曲カ我國民ノ精神上ニ非常ノ影響有リシ事ハ事實ノ最モ顯著ナルモノニアラスヤ從來ノモノ尙且然リ而シテ今其優美善良ナルモノニ於テハ蓋シ効力ノ倍蓰スルモノアラン況ヤ今ハ乃チ之ヲ國家教育ニ適用セルモノナルオヤ國家豈之ヲ放置スヘケンヤ國立音樂學校廢スヘカラサルナリ

第十一問 風教ニ對スル國家ノ責任

第十二問 國立音樂學校ヲ置クノ必要

新 潟 縣

吉田宇之造
鈴木秀一
高橋謙
原澤米吉
大原敬吉

國家成立ノ本源ハ法律ニ在ラズテ道德ノ發達ニ在リ社會ノ人心鄙曲俗謠ヲ聽キテ苦痛ヲ感セス高雅純正ノ樂譜ヲ聽キテ快樂ヲ感セサルトキハ道德正ニ地ニ墜チ國家衰滅ニ近ヅキタルノ兆ナリ故ニ國

家ハ常ニ平和ノ間ニ於テ風教ヲ庇護シ以テ自體ノ安寧ヲ計ラサル可ラズ孔夫子ノ禮樂ヲ説キ希臘哲學家ノ盛ニ審美學ヲ講シタルカ如キ之レヲ局スレバ雅樂ノ治國平天下ノ妙具タルヲ證スルニ外ナラズ左レバ國家ノ音樂學校ヲ設立シ善良ナル音樂ヲ振起シテ鄙猥ノ樂曲ニ代ヘントスルハ至當ノ責任ト云フベシ

第十一問ノ答

新 潟 縣 稻 葉 長 藏

音樂カ風教上教育上大ニ功用アル事ハ予輩ノ論ヲ俟タス我國古來音樂ヲ貴ヒ中古大學ニ音樂ノ科ヲ置キタリ支那ニモ音樂ハ六藝ノ首ニ置キ風ヲ移シ俗ヲ變フルハ樂ヨリ善キハナシト云フハ定論トナレリ然ルニ近世風俗ノ類敗ト共ニ道モ廢レ只三絃ノ如キ淫逸ニ誘フ音ノミ盛ニナリシヨリ世人動モスレハ之ヲ無用視シ之カ眞理ヲ解スルモノ至リテ少シ今國家カ之ニ干涉シテ教育セサレハ到底其目的ヲ達スル事能ハス故ニ之ヲ國立トシテ維持シ其功ヲ奏セシムヘキナリ

(『國家教育』第六号、明治二十四年三月)

次はすでに前項でもふれた『音樂雜誌』からの三篇である。

猶務めよ

諸君の業に已に熟知せらるゝ如く議場にありて硬派の勢力風の草を薙きながら火の野を焼が如く連戦連勝余輩が熱望して其存置を願ひし東京音樂學校も一度は否決せらるゝの不幸に遭會し余輩をし

て腸斷へ膽寒からしめたり然れども東京音樂學校の存廢如何は吾邦音樂の消長に關し風俗の醜如何に影響すること少からず其廢止を聞て徒らに號泣するの時にあらず故に力微に体弱きを顧みず只一片の眞情身を音樂の犠牲として東奔西馳朝に論し夕に談し殆んど寢食を廢して存置の方策を祈りたるなり

天命の期する所か世論の許す所か幸に天野爲之氏外二名の脩正說議題となりて出るや余輩は一は欣ひ一は恐れ何をか欣ひし吾邦の音樂未だ地に墜ず余輩が常に辛勞せし結果の顯れて國に盡すの眞情或は伸ひんとするの機あらんかと何をか恐れし連敗の餘癘未だ愉へす説く所未だ洽からず況んや本誌の世に出る日猶淺く期する所の業未だ其緒だに達せず万一再度の敗に逢ひて肝腦地に塗り余輩をして熱情迸しるの餘り血涙漲るの余り死以て酬ひ義以て斃れ淋漓たる鮮血或は議場の神聖を汚すかを然れども幸にして天に妖雲なく地に怪氣なく東京音樂學校は茲に存置に逢ふを得たり

嗚呼前に廢止の報を得るや心茲に決し知らず秋水の鞘を拂ふて刃を檢するに至る當時余輩の心情果して如何想へは慘として肺肝寒し後に存置の報に接するや覺へす卓を叩て快哉を叫はしめたり欣極りて將に狂せんとせり當時余輩の心情果して如何想へは綽として心腸潔し

嗚呼余輩の希望は茲に達せり余輩の宿志は茲に成れり今より何を以てか世に處し事に衝りて其責を全ふせんや期する所は本誌發刊の主旨をして實効あらしむるのみ一片の丹心國に報するのみ

世豈に苦境憂城のみならんや世豈に怡土樂地のみならんや峻嶺大澤ありて平地廣野あり嚴冬雪凍ふるの候去りて春暖花笑ふの時來る

音樂社會の天地茲に一變す世の音樂家か舊套を脱して活潑々地の運動を起すへき時なり小成に安し小計を甘んし再び議會をして東京音樂學校廢止の言を提出せしむる勿れ本誌も亦銳意熱心輿論の期する所を容れ着々歩を進めんとす輿論已に東京音樂學校の存置を許せり是に於てか余輩は本誌か世に處するの責益々重きを知れり

帝國議會は余輩の命脈を斷たんとして而して再生せしめたり余輩をして死地に陥らしめんとして而して生地を與へり世の音樂に従事するもの豈に徒らに眠れる獅子を學ぶの時にあらざるなり起きて汝か爲すへき所を爲せよ起きて汝か務むる所を伸へよ余輩は茲に讀者諸君に東京音樂學校の存置を報し謹んで代議士諸君が國に盡すの赤心を謝せんとす

東京音樂學校の件に就き意見書

新田義繁四竈訥治西川寅吉の三氏有志總代として其意見を論記し之を印刷に附して議員を始め知己の各々に配付せられたり即ち左の如し

音樂の教育上に要用なるは古今東西の學者教育家の齊しく認むる所にして今日我國に在りても唱歌を普通教育の一科に加へたり既に唱歌を普通教育の一科に加ふる以上は之が教師たるべきものを養成せざる可らず是れ東京音樂學校の設けある所以なり

聞く東京音樂學校は今より十數年前即ち明治十二年冬文部省中に音樂取調掛を設けたるに濫觴し爾後當局者は孜孜として音樂と教育との關係如何音樂教員養成の方法如何學校唱歌實施の方法如何等を研究し五年有余の歲月間に古今東西各種の音樂を取調べ音樂の歴史

と學理とに據りて教育上に適せる樂調を定め音樂唱歌教則を編成し
唱歌集及音樂書類を編述刊行し學校用樂器の適否を研究し俗曲改良
の方按を立て又明治頒撰定の事等に從へり斯の如くして一方には音
樂の取調を爲し一方には音樂生徒養成の實を擧げ漸次我國教育上の
一欠典を補ふことを勉めたりしがば全國教育家の輿論も音樂の教育
上欠く可らざるを認め今日にては一般に之を其教科中に加ふるに至
りしものなりと

尋で明治廿年の頃に至り音樂取調の事業既に其一班を終へ唱歌の
教員を各府縣師範學校等より求め來ること益々急なるに依り音樂取
調掛を東京音樂學校と改め引續きて今日に至れるものにして既に該
校を卒業せしもの七十余名なるが曾て音樂唱歌の教育に従事せざる
者一人もあることなく多くは現に各府縣の師範學校唱歌教員となり
又は高等師範學校高等中學校等の唱歌教員となれりと云ふ而して今
日に至るも各府縣より唱歌教員を求め來るもの續々斷ず殆ど之が供
給に應ずること能はざるの景況なるは事實の甚だ明確なる者なり

夫れ普通教育は各教科の全備を待ちて始めて其効を奏すべきもの
なれば一種の教科も之を偏廢す可らざるは吾等の喋々を要せずして
諸君の業に既に明知せらるゝ所ならん然るに古今東西の教育家が皆
認めて以て普通教育上必須有益なりとする所の唱歌を欠かしむるが
如きは啻に遺憾とすべきのみならず到底爲し得可らざるの一事なら
ん故に各府縣の尋常師範學校には唱歌の科目を設けざる所なし既に
其科の設けあれば隨て其教員無かる可らず其教員の需に應ずるは東
京音樂學校の他に適當のもの無きを奈せん議者或は之を高等師範學
校に求むべしとせんか現今高等師範學校教科目中には唱歌の設ある

こと無し假令ひ之を設けんとするも唱歌の如き專門學科は一般の高
等師範學科と同一に教授する能はず是れ從來唱歌教員の養成は専ら
之を東京音樂學校に委したる所以ならん。

議者或は言はん唱歌教員の養成は私立學校に委して可ならん今
日府下に一二の私立唱歌會等と稱するもの無きに非ずと雖も是れ最
も程度の低きものにして僅に小學校に於て一時の急需を充すが如き
者を出すに過ぎざるのみ若し其程度を高くし十分の唱歌教員を養成
し以て師範學校中學校等の需要に應ぜんとするか是れ巨額の費用を
以て各種の樂器を備へ多數の専門教師を備入れ許多の歲月を費して
僅に少數の生徒を養成し得るに過ぎざるが如き性質の事業にして啻
に今日民間其設なきのみならず將來に至りても損益相償ふ能ざるを
以て到底私立學校の企及ふ所に非るべし

吾等は政費節減民力休養に熱心なる者にして不要の國費は厘毛た
りとも刪除し盡して更に假す所なからんことを切望する者なり然り
と雖も本件の如く一見の下には事體甚だ小なるが如くなるも再三考
究すれば其實教育上に頗る大なる關係の存するものにして不幸にも
諸君の明察審按を被るなく十數年間巨多の國費と心力とを費して漸
く將に生長せんとするに至りたる純正音樂の萌芽の漫然絶滅に附せ
らるゝが如き事ありては惟り教育上の爲め深く之を惜むのみならず
我帝國議會の爲め我國家經濟の爲め亦大に之を惜まざるを得ざるに
より親しく實地に就きて其狀況を審にし以て諸君の公明正大なる判
斷に訴ふるものなり冀くば諸君局外者たる我等か斯まで熱心に斯音
樂の爲めに盡すは全國惟一の音樂學校にして萬一廢止の不幸に陥る
が如きことあらば其害の及ばす所決して勘少ならざるを固信するの

餘遂に此意見書を呈するに至りたる衷情を察せられ我國人民の進歩上最も有益なる議決を與へられんことを

附言歐洲各國に於ても國立音樂學校の設あらざるものなく就中佛國の如きは最も音樂の勸奨に力を盡し國立音樂院と國立音樂學校とを設け此二校維持の爲め毎年政府より支出する所の國費實に三十二萬圓の巨額に達すと云ふ獨逸國の如きも高等音樂學校音樂教師養成校等全く教育に關するものゝ爲に支出する文部所管の國庫金は六萬數千圓に至り其他の音樂學校へは帝室費より補助するもの少しとせず澳國の如きも音樂院に數萬圓の補助金を給し其他各國皆大同小異にして音樂の爲に國費を支出せざるものは殆ど其例を見出す可らずと聞けり是れ固より外國の例に係り直に之を本邦に適用すべきに非ずと雖も幸に諸按の料に資せらるゝことあらば我等の光榮亦之に過ぎざるなり

時來れり

岩田要輔

人間社會に最も必要缺く可らざるものは道德なり道德は實に社會を成立せしむる所の元素なり此社會を成立せしむる道德にして腐敗しなば之れ社會の腐敗なりと謂はざるを得ず若し又之に反して個人々々の道德進歩し來らば當に法律規則も必要なき黃金時代なりと云ふべし然り而して今日は如何なる時ぞ帝國議會開けて立憲政治の時代即ち道德必要の社會とはなれり然るに我國民の道德を觀察し來らば一般に腐敗せり之れ教育家か數年前より道德教育上に就て討論演説に喋々せられし所なるが如何せん德育の方針確定せず爲に我國民の道德は益腐敗し來り當に救治すべからざるに至らんとせしかば文

部大臣に於ても儒教主義などを唱道されて之が救治の策に充てんとしたれども容易に其實の擧かるべき模様もなかりしこそ残念なれ遺憾なれ然るに

我至聖至尊なる天皇陛下には近來の風教を御覽あらせられ此儘に進み行きなば如何なる風潮にも至らんかと深く大御心に掛けさせ給ひて昨明治廿三年十一月卅日を以て我四千有余万の臣民に臨み給ひ親しく教育に關する敕語を下賜りたり余輩謹て之を拜讀し奉り實に感奮の至りに堪へず是に於てか教育社會も恰も暗夜に燈火を得たる心地しければ爾後愈此聖旨に答へ奉らん爲め吾々教育者たるものは殊に道德教育には一増の力を盡さざるべからざる時來れり

嗚呼時來れり時來れり吾々教育家が勉むべき盡すべきの時當に來れり嗚呼俗曲改良の急務なる時來れり抑も音樂唱歌か深く人心を感動せしむること道德を論する書の智力に訴ふる者の比にあらざることはナポレオン既に云ひし言あり實に音樂の風教上に及ぼす影響は大なるものなれば其音樂の性質たる最も高尚に最も優美ならしめば人に無究の快樂を與ふるものにして其音樂を聞くとときは如何なる無賴放蕩のものも邪惡の念を去りて愛憐の情を起さざるを得ず如何なる狡猾殘忍のものも其心情を清潔にして道義の感情を起さざるはなし若しこれに反して世間到處に流行する淫猥野卑なる俗曲なりせば如何社會に鳩毒を流布すること莫大ならん之れ今日我國人の道德を輕薄ならしめ腐敗せしめつゝあるものなれば吾々音樂教育者の奮進して俗曲改良の任に當り聖旨に答へ奉らざるべからざる時來れる所以なり

終に望て尙一言すべき事あり曰く一國民として心得べき大日本帝

國の國歌たる君か代の唱歌も謠ふ能ざる者多き況んや世人の摸範たるべき教育家に於てをや口に野卑なる度々逸を唱へ得るも君が代を謠ふ能はざるこそ口惜しけれ而のみならず堂々たる帝國議會の代議士中音樂を目して社會の贅澤物視せられ音樂學校は國家に直接の利益を與へざれば之を廢止すべしなと喋々せらるゝ無鉄砲なる論者あるは慨嘆に堪へざるなり且亦全國各小學校音樂唱歌科の實施せらるゝを觀察すれば尋常小學校より高等小學校に重きを置くものゝ如し余輩は教育上より經濟上より考ふるも尋常小學校に重きを置かざるを得ず（幼稚園を見ても知るべし）如何となれば音樂の感動を與ふる幼年生徒に盛んなればなり敢て一言すること斯の如し

『音樂雜誌』第六号、明治二十四年二月

音樂學校存廢論争は、音樂教育の意義を問ひ、音樂學校の存在理由を確認するものであったが、そこから、音樂學校の急務、すなわち当時の音樂學校に対して切実に求められているものが何であったのかが明らかになされたともいえる。音樂に関して当時の社會が求めていたものは、音樂教育の普及であり、唱歌教育を正しく行うことのできる教員の養成であった。次に挙げる三篇は当時のそうした状況を裏付けるものである。なお、これは第四節の規則中、明治二十五年～二十六年のところであり取りあげた「東京音樂學校生徒募集ノ儀ニ關シ專普兩學務局長ヨリ各府縣へ通牒」と関係があるのでそちらも参照されたい。

音樂學校に豫備校を設く可し

本邦世連の革命は明治の初年に在りし而して我音樂の維新は今日なり何を以て今日は我國音樂の維新時代なりと云ふか今や西洋文明

の餘波は惜氣も無く我國を襲ひ制度文物一として進化改革せざるなし獨り音樂のみは元とは是れ國民の氣風と嗜好とが輸入を容さずして僅に一局部にのみ躊躇せしむ然れども音樂てふものは政治人情風俗に干係尤も密なるものなれば社會進化に支配され今や拒むの餘地なく西洋と日本との混合せる一種の音樂に變化すべく餘氣なくされ居れり當局者が改良の一端として銳意熱心に從事さるゝと雖も其時機未だ全く熟せざる時代にして言はゞ蒙昧中に時代を過ぎしめしなり然るに今や政治は立憲政に進歩し文物一として文明に進まざるなし豈獨り音樂のみ頑固に墨守するの理あらむや是れ吾人が茲に今日は音樂維新の熟機なりと云ふ所以なり諺に曰ふ機を見て爲さるは勇なきなりとされば吾人同志の奮發奔走すべきの機は今日を措て他に存するを見ざるなり

我音樂の機斯くの如くなるに拘はらず改良普及を以て任ずる學校の音樂を鑑よ師範學校すら猶未だ専門の教師に乏しく剝へ小學校の如きに臻ては變則に養成せられたる訓導或は私立の會等に於て僅々五六ヶ月甚しきに至ては二三ヶ月の速成を以て情實を以て漸く唱歌集中容易の曲のみを研究せるものも最も多きに居る故に音樂の理論は腦裡に存するなくオルガンに對するも發音と彈音とは區々にして眞正の唱歌教授を受けしむるに難くバイオリンを手にするも調子を整ふる能はずして曖昧變調にて教授する往々然り況んや歌詞理論をや嗚呼是等の音樂者が今日の大切なる時機に立ち果して傍若無人的に横行せる猥褻歌を壓倒し得るか改良普及の大目的を擧げ得るか寧ろ音樂の本領を汚かしに非ざるかそも此罪を表はすものは誰の責ぞ私立會私立學校が情實を以て速成を以て卒業生を出すにあらざりて

何れに存するされば吾人が大聲特呼して此弊を改め音樂の眞正改良を天下に訴ふるの已むを得ざるに至れり

第一音樂學校の師範科をして猶一層盛大ならしめ師範生を多分に養成する事

今や音樂は革命の幼稚時代なれば當局者が及ふ限りの力に於て此革命を立派に仕遂けしめざるべからず宜しく先づ音樂學校の師範部生を多く募り多く出して目下唱歌教員の不足に充つべし然らば私立會等に於て未熟の教員を養成するの必要を感せざるのみならず一方には音樂革命の新知識を一般に普及せしむるを得へし第二音樂學校の管轄に属する豫備音樂學校を府下適當の地に設立する事

大學の高等中學校に於ける士官學校の教導團に於ける如く音樂學校にも豫備校の必要を信ず言はゞ音樂の大學校は音樂學校なり豫備校無用にあらざるべし宜しく年期を定め音樂校の監督教師研究或は生等をして授業を採らしめ且つ音樂校は總て之を督裁すべし若し此方法にして行はるゝとせん乎一方には音樂學校に入るの一階梯と成るく一方には私立會等の弊を防ぐを得へし尤も時間配當の如きは午后にても然らん

吾人が今急激の場合策是等に在るを信するなり嗚呼音樂界の人よ時來りあるなり失ふ可らず此好機新知識を涵入せしむべき間隙ある腦裡は今日に在り二元素抱合して新物質を現出せしむるの策は此一學に在り捕へて放つ勿れ放つ事なくして努力せらるゝを企望する也

『音樂雜誌』第十八号、明治二十五年三月

音樂學校に豫備校設くべしと云ふ論に就て

岩田要輔

昨年中國家教育社諸君には國立音樂學校設立の必要なるを詳論せらるゝの際余輩は府縣立音樂學校の必要急務なることを其餘白を借りて陳述せし事ありしが今亦た我音樂の良友として交るところの音樂雜誌に於ては第十八號の紙上に音樂學校に豫備校設立の急務なるを論辨せられたり前後共に吾論旨に適合するを以て敢て一言を述べ益々其旨を貫徹せられんこと希望に堪へざるなり、

同誌の申す如く實に音樂は革命の幼稚時代なれば民度の許す限りは音樂専門の教員養成に努力せられたきものなり然り而して此等音樂教員の養成には是非共吾等の唱道せる音樂學校の必要を感ずる所以なり、

普通教育の感化よりも尙一増激しき速力を以て社會を横行しつゝある淫猥なる俗曲を撲滅改良せんとする目的は逆も府縣立師範學校卒業の教師や私立音樂會等にて卒業したる者にては到達し能はずと雖ども是も一概には斷言し難し如何となれば前述の如く今日の音樂は至つて幼稚の者なれば成長の期も亦近にあらん然りと雖ども現時の有様を見て某生の如く冷評を下すは余輩の好まざる所にして世人も亦た必當の評言とも許すまじ夫れ府縣の師範學校たるや音樂専門に非らずして種々なる學科を修むるの必要あり且つ音樂上の智識に至ては皆無の者と云ふも不言にあらず此等初學者が僅少の間に學び得たる智識なれば不完全なる言を待たず教授者其人に於ても決して甘じ居る筈はなかるべし彼山間僻處なる小學校教員を見られよ生徒數十人に訓導一人にて教授しつゝあるなり故に不完全なる雇教師に

て補授を爲さしむ亦止むを得ず不完全なりとて廢止せば改良の岸に達する事は能はざるべし況んや小學の音樂唱歌は善く謠ひ善く彈くを以て足れりとせず必ず其歌詞をも教ゆるの必要あれば技術は如何に不完全なりとも其歌詞上の智識に至ては却て師範卒業者の深きやも知るべからず否余輩は此等の如き鎖々たる事に辨難するは嫌ふ所なり不完全なる師範生にても實行する其精神こそ目的に達すを得べきなり、

余輩は音樂唱歌隆盛なる時代を切望に堪へずと雖ども器械的の音樂は如何に盛大なりとも希ふ所にあらず即ち精神的なる音樂の旺盛を望ましければ是れ音樂専門教師養成の急務にして此等音樂學校設立の必要なる所以なり而して幼少なる小學校の音樂教師には益々専門なる良教師の肝要なるを感ず之を小學校に於て生徒愈下級なれば下級なる程教師愈々善良らざるべからざる所以なり

右は文章錯雜其意を盡し難し然れども讀者諸君の熟讀の勞を賜はりて其意の萬分の一をも御了承せらるれば幸福の至りなり或は極端論とも斗り知るべからず其邊は御遠慮なく御示を垂れられよ、

（『音樂雜誌』第十九号、明治二十五年四月）

東京音樂學校に謝し併せて音樂志願の諸君に訴ふ

岩田 要 輔

「苦に止むな、金は世間に、預け置く、それを欲しくば、起きて働け」、とは某出世家の唱謠せられたる歌なれど實にも此社會の情態を盡き盡されし言葉なり嗚呼苦樂世界勞働の社會なる哉な勞働は人生の條理の如き者なれば此勞働社會をして圓滑に運轉せしむるの

資料は快樂に一事あるのみ此快樂の需むる所各人異なりあると雖ども絶對的より考ふるときは天地間の者一として歌謠たらざるはなし斯の如く社會の風教に大潛勢力を保有せらるゝものなれば此等改良の業たる容易のものに非らざるや疑なし之れ吾等の特別音樂學校の必要急務なるを唱道せし所吾等の幾回となく當局の者に向て其希望を促したりしが今や東京音樂學校に於ては特選音樂生募集せらるゝ旨過般文部省普通學務局長より通牒に相成りたりとは之れ音樂専門科の良教師を養成し以て社會風教に大改革の大責任を負はしむる所以吾等の希望に大満足を與へたるこそ深く感謝に堪へざるなり、

借問す世の音樂改良に熱心なる諸君よ音樂は實に革命の稚なき時代なり社會の音樂は駸々乎として進歩しつゝあるなり而かも國力の消長國家の衰盛に最大關係を有せらるゝ俗曲が社會を壤亂しつゝ有るも等閑に附し去るは何事ぞ未だ其技倆に乏しく學力の淺薄にして此等俗曲と戮戦するの勇氣の乏しきの致す所ならん今や其技藝の學ぶべき學校あり學資の之を補助せしむるあるあり心意の許す限りは奮進入學して以て角鬪の準備を爲されんことを之れ諸君に向て訴ふ所のものなり余輩も亦自稱熱心家の一人なれば心は已に勃然たるも身邊を圍繞せる二分子の許す限りは必ず其手續を爲さんと欲するなり諸君乞ふ勤學以て國家の爲め社會の風教に最大關係を有せる俗曲撲滅の重任に當り國民をして泰山の安きに在らしめよ

（『音樂雜誌』第二十一号、明治二十五年六月）

この項の終りに、音樂學校存廢論の行方を辿るべく、高等師範學校附屬となる以前に書かれた記事および論述のなから、重要なものを發表

された順に挙げておこう。

東京音楽学校の存続決定後まもなく書かれた「音楽の必要」は、音楽の教育上の必要性が認められたことを歓迎し、音楽教育のいつそのの隆盛を促すものである。しかしこれ以外はいずれも、音楽学校や音楽教育をめぐる情況が依然として厳しいものであったこと、唱歌教育も、まだ一般に理想とはおよそほど遠い水準にあったことを示唆している。

音楽の必要

新田 義 繁

左の一篇は去月中新田義繁君歸省の折其郡内の教育上に就き其所感を草され以て同郡珠洲教育雜誌へ掲載せしものなりしが今又請ふて本誌に掲載するを得たり

音楽の一部なる學校唱歌の何物たるやは世人の注意を惹起し既に堂々たる帝國議會に於ても音楽の智徳体の三育につき關係の有無を問はるゝものあるに至りしは兎に角喜ぶべきの一事なり、此際教育に従事するもの及び音楽に志あるものは意見のある處を吐露し以て社會の參按に供せざる可らざるなり、余も音楽の一事に就ては夙に見る所あつて恒に是が擴張を企圖し居るものなり、近頃我が珠洲郡教育上の景勢を観察するに是が要路にある諸氏は孜孜として怠らざるより旭日の登る如くに其進歩を視ると雖も獨り學校唱歌の一科に至ては未だ完全の設けなく爲めに兒童をして満足なる教育を受けしめざるは憂ふべきの一事なり將來教育の一層盛大なるを望む者は智徳体の三育を補益する學校唱歌を盛にせざる可らず因て余は聊か愚見を掲げて以て教育上經驗に豊富なる諸君子の意見を問んと欲す

夫れ音楽の教育上に必要也とは洋の東西を問はず既に先輩識者の論する處にして近時我邦の教育家も音楽の必要を説き徳性を涵養し

併せて發聲呼吸の機を健全ならしめん爲め諸學校に唱歌の一科を加へたるは一大美効と云ふべき也、又其曲目に至りても忠君愛國の情を喚起するあり道徳の大本を教訓するあり友愛の心を興さしめ或は勇氣を鼓舞する等の辞ありて兒童が學習の間に於て之を謠ふ而已ならず遊戯の中にも喜で之を謠ひ不知不識の間に智徳体の三育を補助するの大益あり、而して普通教育は兒童に道徳的訓育と其生活に必要な智識技藝とを與ふるを以て目的とするものなれば兒童の徳性を涵養し忠君愛國の情を鼓舞發揮し國民教育及び普通教育に裨益ある唱歌を盛にするは教育上の一大急務と云ふも虚に非ざるなり

亦眼を轉して是を一國の情態に徵視するも風俗の隆汚は國家盛衰の關はる所にして國家將に起らんとするに當りては風俗必ず敦厚隆尙ならずんは非ず、風俗漸く汚下に赴くものは國家必ず衰頽せずんば非ず是れ古今東西の史乘に徴して其然るを知るなり、故に古人も風俗を視て其國の運命を卜知すべしと云へり、而して風を移し俗を易ふるは音楽に若くもの非ざれば風俗を隆尙にし國家の盛大を致さんと欲せば宜しく典雅高尚の音楽を盛んならしむるに務むべし今日宇内列國の競争場裡に立んには音に國家の實力を養成し其富強を致さんことを謀る而已ならず國民の品位を高尙ならしむる事に勉むべし、是を力むるには風俗を隆ふし温雅優美の思想を養ふを善しとす、近時世上に喧しかりし風俗改良論の如きも即ち國民の品位を高め宇内列國に對し恥る所なからしめんとするの主意に外ならざるべし。然れば典雅高尚の音楽を盛んにし國家の品位を高むると共に教育の隆盛を致すに於ては音楽の徳豈に偉効と云ざるを得んや

以上陳る如く音楽は教育上より云ふも一國の風教上より云ふも缺

く可らざるものなれば國家の寶玉とも云ふべき人物を製出する學校には是非とも音樂唱歌を盛んに流用せざる可らざる所以なり

〔音樂雜誌〕第十号、明治二十四年六月

音樂學校に就て

重 微 小 仙

好尚を修練し世の風化を矯正するは音樂にあり而して天下庶民の好尚を修練し風化を矯正する基は今日の兒童所謂小學校生徒に存す故を以て吾人は小學校音樂教師の源音樂學校の完全なるを望むものなり

そも本邦音樂は王政維新以來其局面一變し今や泰西の音樂に依りて教育せり而して樂理及技術に於て富みたる人の存せざるは二十有余年の今日敢て無理にはあらず是れぞ音樂學校に一週二三時間の授業にて數百弗の大金を抛ち外國教師を聘しある所以ならん吾人敢て外國教師を聘用する惡しと云ふにあらず乍ら限りなく(否な良く知らざれ共)外國教師を聘用せんよりは寧ろ本邦人を洋行せしめ之をして代らしめば一は經費に於て一は授業上非常の利益あるを信ず聞く音樂學校は此方案の爲か一名の女子を洋行せられたりと吾人は一名の女子のみの洋行にて足れりとするものにあらず寧ろ少なくとも男子二三名をして洋行せしめん事を必要なりとす是れ目下のみの策にあらず將來に於ける。方策なり假りに。五ケ年にして歸朝するとせよ其後は數百弗の五六分一にて採用するを得べく授業は二三時間に留まらず一週十八時乃至二十時授業をなさしむるを得べし然らば十ケ年にして支出相和するのみならず日本に音樂師を出せしと懇切なる授業を與へしとは經費外の餘慶となるや明かなり尙進んでは

音樂學校の經費非常に減ずるを來たし議會をして廢せしめよの言なからしむるに至らんのみ。文部大臣恐らく認可せざるなからんや。見よ音樂學校は當時一ケ年の豫算一萬四千圓余に上り之を現在籍生六十三名に配當すれば二百圓余なり而して此十分九即ち一万二千圓は政府の補助金にぞある吾人臣民は音樂の大切なるを信愛すると共に國家の經濟を思ふや亦滿腔なり爲に卑見を陳ずるなり

〔音樂雜誌〕第十六号、明治二十五年一月

東京音樂學校を獨立せしむべき議 木 村 匡稿

音樂の國家に必要な事は天下萬人の認むる所なれば今更之を解説するを要せずと雖ども本邦に於ける音樂は今や新舊音樂交代の時代なれば之が發達に注意するは極めて緊急の要務なりとす何を以て新舊音樂交代の時代と云ふ我國從來の音樂之れなきにあらざりしと雖音樂も亦世運と俱に進歩せざるべからざる者たるは勿論なるを以て當局者は銳意歐洲樂を輸入し長短相補はんとす乃ち新舊交代の時代に非ずして何ぞ然れ共其着手以來日尙淺く未だ彼此れの音樂折衷親和したる日本新音樂なるものを見るに至らずされば今日は我邦音樂に於ける最緊要の時なり夫れ然り音樂學校も國家必要の事業にして其設備を完全にすべきは當然なりと雖苟くも之を政務の一として設立する上は其經費豫算は憲法の命ずる所に隨ひ帝國議會の協賛を経ざる可らず然るに一國の政務は百般に涉り又帝國議會議員の思想も百端に分るゝが故に一國政務の緩急を論ずる時は音樂の如き國家積極の必要に屬するものは常に其緩なるものと見做され易きは現に第一期の帝國議會の實蹟に徴して明かなり音樂の必要斯くの如く此

費用の支出を協賛する帝國議會の有様斯くの如し折角進歩せんとする東京音樂學校の地位を寧ろ之を風前の燈火に比すべきかきりとは國家の爲に心痛の至りなり

されば予は將來東京音樂學校を獨立せしめ、政務機關の外に置くを緊急と思惟するなり、文部省が第二期の帝國議會に提出したる豫算なりとて新聞紙上に記せる所に依れば東京音樂學校の經費は一萬四千五百圓にして内政府より支出すべきもの一萬二千二百二十圓なり一萬二千圓の金多きに非ずされども二千圓の東京盲啞學校の經費すら削除を企つる豆孔眼の議員には一萬二千圓の金は大ならん依て予は寧ろ是丈の金をは將來他途に取らん事を企望するなり其財源を得るの方法凡を左の如し

(イ) 帝室に奏請し奉り保護金を仰ぐ事

(ロ) 中小學校用の唱歌書を出版し其利益を收入する事

(ハ) 毎月一回若しくは二回音樂會を開き其收得金を收入する事

(ニ) 音樂學校卒業生及有志の人々より東京音樂學校維持社員を募集し若干の積立をなす事

(ホ) 音樂學校生徒樂隊を組織し他の依頼に應じて音樂を奏し練習を主とするの傍ら其謝儀を受け學校に收入する事

(ヘ) 樂器の製造若しくは修練の事業を起し其收得金を收入する事
以上の方法を以て收入金を得るの途を啓くと同時に一方に於ては學校諸般の用度を節せは一年間通常の經費を支辨するに難からざるべき歟

然れ共予は尙心に安んぜず蓋前述の方法は之を平時に行ふべくして學校に臨時の費用を要するか又は學校の收入を減少するの現像を

現はす時は學校の維持上に困難を引き起す事鏡にかけて見るが如き事情あればなり然れば學校に於て別に確定資本を備ふるの途を求め其經濟の基礎を鞏固にし一は以て學校不時の用度を補充し一は以て學校收入の不足を充さざる可らず而して如何して其確定資本を構成すへきやと言へば予の所見にては音樂は國家の上に必要なる機關なりとせば國家も亦之に酬ふるの方法なかる可らず況してや現に國庫は一萬二千二百二十圓を供給しつゝあるに拘はらず其方法を更改して國庫の供給を謝せんとする事なれば國庫も亦特別の恩恵を與へて可なるべし其恩恵とは何ぞや一時に或は數年に金五萬圓乃至十萬圓を國庫より交付して其資本となすこと是なり今の帝國議會は如何に積極的事業に吝なればとて永久に一萬二千二百二十圓を交付するよりは一時に五萬乃至十萬圓を交付するの國家に對する利弊得喪は胸算にても分別し得べし實に此策一たび行はれん乎我日本帝國の東京音樂學校を獨立の法人となして政費の盈縮の爲に規模を變更せらるゝ事なからしめ而して一は帝室の恩恵を浹浴するの手段となり二は學校は學校自身の爲に働らくの摸範を示し三は我二千五百九十年代の帝國議會をして音樂の父母にてありしてふ榮譽を享有せしむるを得べし予は我當局者の切に此方針を嘉みし拮据之に従事せられん事を祈ると云爾

『音樂雜誌』第十七号、明治二十五年二月

唱歌教授の弊害

凡そ教育の要は、智徳体の三者を完全に養成するに在り。殊に小學校に在ては、最も宜く徳性を涵養するを以て、先務とすべきは、

今更吾輩の喋々するを要せざる所にして、我政府が、學制を、頒布するに方て、唱歌を普通學科中に掲げて、一般必須の一科目と定められたるは、即此趣意に外ならざるべし。爾來未だ數年ならざるに、都會の地は云ふ迄もなく、村落の學校に至る迄、少しく頭角を露はしたる所は、「オルガン」「ヴァオリン」杯を買入れて、ブーブー、キュー、毎日其聲の外に聞へざるはなく、誠に結構の次第にして、教育の爲め喜ぶべきが如くなれども、茲に吾輩の憂慮に堪えざる一事ありと云ふは、他にあらず。音樂の教授を擔任する教師の中には、間ま音樂教授の眞の目的を解せず。或は之を解するも、之に頓着せずして、唯藝娼妓が三絃を弄する様の心得を以て、徒らに調子に連れて、只面白半分に之を翫弄すれば、生徒も、面白半分に分其調子に乗りて、歌ふのみにて、人をして徳性涵養の趣意は、何所に在るやを疑はしむる者あり。音樂は、固より面白き者にして、其調子に乗るは無理ならざる次第なれ共、馬鹿嘶しの調子に乗り、三味線の調子に乗りて、權呼する様の具合にては、唱歌を普通學科中に掲げて、必須の一科目と定めたる所以の本旨にあらず。先年某學校の女教師が、「オルガン」の調子に乗りて、「カツポレ」を踊りたりとて、頗る八ヶ敷き議論ありたり。是れは、當時の訛傳なるやを知らざれども、稍この傾向ある音樂教授法を、村落の小學校に於て見ることなきにあらず。若し此儘にて經過せば、今の唱歌教授は、玩弄的に流れ、生徒も、父兄も、教師自身も、之を玩弄視して、文部省が唱歌を奨する所以の本旨に背馳するに至るやも知るべからず。右は吾輩が、二三の學校に就て、實驗したる事實に依て、立言したる所なれば、一般に斯る弊害ありと云ふにあらざれども、

音樂なる者は、其効力の強き割合に弊害も甚き者なれば、隔戸綢繆の警戒、專一なるべしと思惟して、一言すること如し件。

(中川柳村)

(『教育時論』第二五五号、明治二十五年五月)

唱歌論

横濱 田中敬義

現時我國小學校教科目ノ一ニシテ、德育上必要トスル所ノ唱歌ハ、果シテ能ク生徒ノ徳性ヲ涵養スルノ効力アルヤ如何。恐ラクハ、其効力甚ダ微弱ニシテ、本來ノ目的ヲ達スルコト能ハザルノ感アラシ。

歌詠ハ即チ言語ヲ永言シタル者ナリ。夫レ人ノ世ニ在ル遇フ所ノ境遇ニ從テ、喜怒哀樂ノ情動カザルヲ得ズ。歌ハ情内ニ動テ之ヲ外ニ發シタル者ナリ。所謂心ニ思フ事ヲ見ルモノ聞クモノニツケテ言ヒ出セルナリ。情内ニ動テ不知不識嗚呼ノ歎聲ト共ニ、言語トナリテ外ニ發スル故ニ其音聲自然ニ抑揚高低アリテ永ク引延ス所謂永言是ナリ。

言語ハ萬國其風土自然ノモノニシテ、其音調亦自然ノモノタリ。我國語ニハ、我國語自然ノ音調アリ。英語ナリ、佛語ナリ、支那語ナリ、皆然リ。何レノ國語ニテモ、其國語自然ノ音調ヲ離レテ、抑揚高低其節ニ當ラザルトキハ、必ず耳ニ障リテ、聽取惡キ事ナルベシ。彼ノ英米人ノ日本語ニ未熟ナル者、日本語ニテ談話シ、若シクハ演説スルヲ聞クニ、吾人ノ耳ニハ笑カシク、耳障リアリテ、聽取惡キノ一事ヲ以テ其他皆必ず然カラン事ハ推知スベキナリ。

既ニ論セル如ク、歌詠ハ則チ永言ナリ。扱永言スルトテ無法ニ引

延ニハアラズ。必ズ、其本國言語ノ性質ニ應ジテ、自然ノ調子アル者ナリ。平生ノ言語ニ、其自然ノ調子アルヲ知レバ、則チ之ヲ永言セル歌謠、亦自然ノ音調アル事ヲ知ルベシ。而シテ、言語已ニ其自然ノ音調ニ從ハザレバ、其國人ノ耳ニ聽取惡キ事ヲ知レバ、則チ歌謠亦必當サニ然ルベキヲ知ルベシ。

現時小學校唱歌ノ調子ニ就テ言ハシ。富士筑波園生ノ梅ノ如キハ、其音調、我國人ニ適當スベケレトモ、其他多クノ調子ハ、不適當ノ様ニ思ハル。詳言スレバ、我國ノ言語ヲ永言スル調子ニ非ズシテ、外國語永言ノ調子ナラン。之ヲ言語ニ譬レバ、英人ガ英語ノ調子ヲ以テ、日本語ヲ話スル如クナラン。余ハ謂フ、是レ明治十年後外國ヨリ舶來セシ新調子ナラン。余ハ此調子ヲ不可トナル者ナリ。之ヲ不可トスルハ、其新調子ナルノ故ヲ以テスルニアラズ。吾人ノ耳ニ、不適當ニシテ音樂上一大要素、即チ人ヲシテ感動セシムルノ力ナカラン。縦令之アリトスルモ、其力甚微ニシテ、折角結構優美ナル歌ノ効用ヲシテ、微ナラシムルノ恐レアレバナリ。

唱歌集中ニハ新納氏ノ「すめらみ國」ノ歌、慈鎮和尚ノ「秋のはしめに成ぬれば云々」ノ歌、其他古今ノ佳作少カラズ。是等、皆我國人ノ感動スベキ適當ナル音調ヲ附シタランニハ、嘸ヤト、余ハ平生思ヒ居ルナリ。嘗テ耶蘇教信者ナリケル一人ノ談話ノ際、余ハ問テ、教會堂ニ於テ用ヒラル、贊美歌、其他ノ唱歌ハ、其語ハ日本語ニ翻譯シタレトモ、其歌ヒ方ハ、日本調子ニ非ル様ニ覺ユ。アレドモ日本人ハ、感ジ升カト曰ヒシニ、其人答テ、外國ニ於テハ、惡人モ會堂ニテ唱歌ヲ聞テ感動シ、忽チ翻然トシテ善心ニ立歸ル者往々アリト聽ケリ。然ルニ、僕ハ横濱ニ於テ信者トナリシ以來、殆ト十

年ニモナレトモ、未ダ一ノ日本人ガ唱歌ノ爲ニ感動セラレタル者アルヲ聞カズ。日本人ニハ唱歌ハ殆ト効用ナキ様ニ思ハルト云ヒキ。信ニ是人ノ言ノ如クナレバ、歐米人ハ、音樂ヲ用フルニ適當ナル人種ニシテ、我國人ハ不適當ナル人種ト云フベキカ。彼レハ、感情深キ人種ニシテ、我ハ否ラズトセンカ、嘗テ聞ク、日本人ハ、最モ感情深キ優美ナル人種ナリト。抑々我國古來忠孝節義ノ人多キ事、萬國ニ勝レタリ。是ヲ以テ觀ルトキハ、我國人ハ感情深キ優美ナル人種ト云ヘル事信ナラズヤ。然レハ、則チ彼ノ教會堂ニテ用フル所ノ音樂ハ、彼國人ヨリモ我國人ニ効用多カルベキニ、其然ラザル者ハ、其用法ヲ誤ルニ由ルニ非ズヤ。他語之ヲ言ヘバ、其唱歌ハ、彼レニ適當ニシテ、我ニ不適當ナル調子ヲ用ヒテ、我國人ノ心情ヲ動サザルガ爲ナラズヤ。

小學校ノ唱歌ニ就テ、閭巷ノ風説ヲ聞ケハ、學校ニテハ、耶蘇教會堂ノ眞似シテ、贊美歌ヲ教フルナラント云フ者アリ。其他何々ト二三ノ説話ヲ聞キツレトモ、誹謗ニ近キヲ以テ茲ニ言ハズ。兎ニ角、民間ニ於テモアマリ感心セヌ者多キ様ニ思ハル。是亦其調子ノ耳ニ適セヌニ由ルナラント余カ疑フ所ナリ。

人ヲシテ感動セシムト云フ一事ハ、音樂專有ノ効力ナリ。故ニ音樂ハ、古來人心ノ感動ト云フコトヲ利用シテ。以テ教化ノ一要素トセラレシ者ナリ。サレバ、若シ音樂ニシテ、人ノ心情ヲ動かスノ力ナキトキハ、徒事ナル事言フ俟タス。現今、我國小學校ノ唱歌ハ、能ク人ノ心情ヲ動かスノ力アルヤ否ヤ、余ハ思フ、蓋シ之アラシ。乍併、甚ダ微弱ニシテ、書生ガ甘ク詩ヲ吟ズルノ人ヲ感ゼシムル程ノ力モナカルベシ。是故ニ、折角ノ音樂、其本來ノ目的ヲ達スル事

能ハザラント云フナリ。此事ハ、數年來ノ所思ナリ。嚮キニ屢々之ヲ言ハントセシカトモ、何レ音樂専門家ノ一議論出ル事アルベシト思フテ、毎ニ控ヘタリ。今考一考スルニ、若シ德育上緊要不可缺ノ音樂ニシテ、徒事ニ属ストセンカ、默々トシテ、他ノ議論ノ出來ルヲ俟ツベキニ非ルナリ。乃チ自ラ淺陋ヲ顧ミズ、此ヲ書シテ以テ江湖ニ質ス。江湖ノ識者教示スル所アラバ幸甚。

〔教育時論〕第二五八号、明治二十五年六月

音樂美術に關する文部大臣の意見

去月二十五日河野文部大臣は、辻次官、濱尾、久保田兩學務局長と共に、美術學校、音樂學校等を巡視せる節には、其校教授等に對して、種々の意見を述べ、質問等もなしたる由なるが。今同大臣の談話せし音樂に關する意見なりと云ふを聞くに。我國の美術は、獨得の妙所ありて、海外諸國をして後に瞠若たらしむるもの少なからざれども。維新以降外物を輸入する事のみ、力を用ひたるの結果、古來流派の道統を酌んで、今に至るもの、多くは白髮黻面の古老に過ぎず。彼等にして死せば、道統全く絶え、我國固有美術の消滅する憂なしとせず。誠に危機眼前に逼り、之を救ふの策を講ぜざるにあらざれども、如何んせん、經費の不充分なる、充分其意を達する事能はず。と云ふにありて。音樂に關しては、和洋を折衷し、國情に適せしめ、可成上下に普及せん事を是勉むべし。と云ふにありし由。

〔教育時論〕第二六九号、明治二十五年十月

評論子の架空案

架空なるかな、評論子の學制改革案、論者は聖清高潔など云へるが如き、單に高尚の理論に走りて、更に實利實益を重んぜざるなり。吾に心をのみ是貴として、物が浮世の要素たるを知らざるなり。此考より割出したる論者の改革案中、大學院に關するが如き、少しく尤らしきものなきにあらざれども、夫すら到底行はるべしとも見えざるに、其東京音樂學校、東京美術學校、東京工業學校、高等師範學校、女子高等師範學校を全廢し、東京大學中の一科として、之を存置し。高等商業學校を全廢し、京坂大學の一科となし、而して、是等諸學校の廢止によりて得たる、政府從來支出金の全額を擧げて、之を小學校費國庫補助の財源に供せんとす。吾等之を讀んで、實に論者の有頂天なる架空説に驚けり。論者は、果して、大學と全廢せんとする諸學校との區別を知るか、是等を大學に合併して、而して幾何の費用を省き得ると思ふか。其節減し得べき額は、僅々學校長若しくは、一二職員の俸給に止まりて、其害は遙かに金錢を以て、償ふべからざるものあるを知らざるか。論者は、終りに臨んで、慷慨して曰く、悲しき哉、方今到底、此案の實行者なきを。吾等は世間に此案を實行せんと欲する程の、癡愚なきを喜ぶなり。

〔教育時論〕第二九六号、明治二十六年七月

音樂は國家事業なり

凡そ國家的事業には間接と直接とありと雖とも、國家的事業の間接なる元素は、國家成立の上に於て、最大なる勢力を有し、然も完

全なる國家の元氣たり、一旦間接的要素をして國家より分離せしめ
なば、國家の成立を見ざる可しと云ふも、豈に夫れ徒然にあらざる
を知らん、所謂國家的事業の間接的なるものとは、教育の如き是なり、
何となれば教育に因て其國家の多數分子なる人民を養成し、人民は
教育に由て一國家を形成し一國をなす、此の如く教育なるものは、
國家元素の本分なるが故に、國家が教育に向ては、充分の報酬を
なすべきの義務あるや明かなり。

音樂は教育の一部なり、道徳教育の要素なり、凡そ野蠻文明の如何を
問はず、人類の生存する限りは、音樂の存せざる者あらざるべし、
所謂音樂は自然の教育にして、人類が天性擔ひ居るの徳たり、此性
此徳は自然の發達を遂げ自然界と人世の發達とに誘はれ、人身の
欲望に合して、一種の人造的音樂となる是れ天性音樂の反象なり、
其人心を支配左右する諸形而下形而上の者に比して幾何ぞや、去
れば音樂が社會人生の精神を支配する偶然にあらざるべし、此が
爲に古來より國王君主は之を禮刑政と並び稱し此が發達を詮考し、
此か普及を謀りて以て眞正天然音樂と、人造反射の音樂とを協和し
たり、決して一個單獨のものにあらざるなり、論し去り論し來れば、
音樂は教育の一部たるに止まらず社會秩序的の一要素なり、國家的
の事業として、國家か負擔する固より然るべきのみ。

本邦に於ける音樂には數種ありて神樂、雅樂、能樂、清樂、俗樂等
なり神樂は神社等の神官社會に行はれ雅樂は古來帝室の保護を受け
け今日に至るまで宮中の儀式等に行はる能樂も亦上流の風流社會に
立ち清樂は一般の人手に於て彈せらるゝと雖も極めて少數のみ而し
て俗樂なるものは天正年間の初めより本邦に行はれ其支派分れて常

盤津、長唄、清元等となり漸々野卑に流れ概ね云ふに忍びざる卑猥
の歌曲のみ敗徳の養材となる近く一例を擧れば、高尾、明鳥、戀路
通ふ千鳥等の如き是れ皆妓婦情郎の事にあらずんば戀情の豫想なり
此の俗樂が民間にありて十中の八九部を占め益々其の猖獗を極むる
に至れるは自ら感化さるゝの不得已結果たればなり

音樂が本邦に普及しあるの有様此くの如し本邦人の音樂心亦此の
如く風紀改良の音樂が却て風紀壞乱者と成り居れるが如し蓋し此が
今日我國音樂の眞況ならん、何んすれぞ之を以て道徳涵養者たらし
むるを得んや風紀道徳已に壞乱の地位にありとせば人間の道義自ら
敗るゝこと茲に言を俟たざるなり、風教上國家の事業として此等音
樂の改良方針を講ずるは是れ方今の急務にして改良の点は主に俗樂
に存す。

俗樂の改良は實に至難なる事業にして一時に之れを多數の腦裡より
奪ひ去る事容易ならず、去れば先づ正樂の種子を蒔きて漸々其卑
猥の觀念を除き音樂の神聖なる事を印象せしむると聲樂即ち歌詞を
改撰し進んては樂器をも改良するに在り、又一方には寄席其他風教
上妨害ありと認められたるものは繪畫と均しく其演奏を禁せらるゝ
に於ては自然淫猥なる俗樂の勢力衰へ自ら消滅の現象を呈せん、文
部省が音樂學校を設立し唱歌を小學科中に課せらるゝも道徳改良の
一端にして俗樂改良の本旨ならん

歐洲諸國が今日の音樂まで發達を致したる歴史を考ふるに、其初
めは所謂本邦今日の現況と毫も異なるなく俗樂が跋扈を極め其曲譜
も亦單音的なりしが漸次人智の進歩と學術發達とが其範路を擴め正
樂の普及が俗樂心を奪ひ單音的は複音的に進みて和聲的の協和樂と

はなれり、單音的音樂は決して非なるに非ずと雖も、音樂の眞味は和聲の音樂に比して其價少し

以上の事業に因て考究せば、我國に於ても文物已に發達し居るの有様なれば、之に伴ひ進歩せざる可からざるに、獨り俗樂の跋扈しあるは正樂の普及せざるによる、人智が古來俗樂に甘んじ正樂を放棄するに原因せずんばならず、斯道の當局者は之を憂ひ孜々普及に熱中せらるゝ事ならんも日猶淺く未た其微果少しと雖も學校唱歌の結果としてお竹どんの代りに「忠臣の曲」を唱が如きは明白なる事實なり此上良歌曲を作り卑猥の鄭樂に代ふるに足るへき端正なる音樂の出づるあらば不音樂の眞象自ら發揮し敗德の風是に於てか消滅せん之を要するに音樂は徳育上及風教上強大なる勢力あるのみならず國家組織の心柱なれば、宜しく國家事業として、國民が待すべきもの而して音樂の正邪を區別して、其眞正を穿つは國民の本分なり、之を斷するは今日に在り

四 竈 訥 治

(『音樂雜誌』第三十三号、明治二十六年六月)

三 『明治廿四年以降帝國議會關涉綴』

次に、音樂學校存廢論争の關連資料として、本学附属図書館に永久保存されている『明治廿四年以降帝國議會關涉綴』を全文紹介しておく。これは一冊に綴られた六十六丁からなる書類で、東京音樂學校が官立學校として存在する妥当性および必要性を説明するためのさまざま内容の資料を順不同にまとめたものである。表紙には小さく、「草稿モノ」と記されている。音樂學校廢止説を論破すべく、国内外の音樂行政に關

する種々の調査資料をもつて音樂學校の存続を訴えている。調査資料のなかには同じ内容のものが、二度、三度と手を経て整然と書き直されているものもある。しかし、今日内容的に興味の持たれる肝心の論述のほうは、かなり解説困難な箇所が多く含まれている。内容から察するに、これらは、音樂學校の存続を主張するために文部省に提出された書類の控えか、あるいは帝國議會もしくはそれに準ずるような公の場で演説するための草稿か、あるいはまた演説の記録であろうと思われる。しかし今回、これらの書類が實際どのような場でどのように生かされたのかについて確証を得ることはできなかった。

しかしいずれにせよ、音樂學校存廢論争にさいして、伊澤校長を中心としてごく短期間で綿密な調査が行われ、音樂學校の存続を主張するに充分な資料が學校側で用意されていたことは事実であろう。そしてその難解な筆跡は、この古ぼけたひと綴りの書類がいかに緊急に作成されたものであるかを物語っているようである。しかしそこには、今日、しかるべき努力を払っても解説するに価するだけの内容が盛り込まれている。『帝國議會關涉綴』は、校長を始めとする当時の音樂學校關係者の想像を絶するような尽力の、わずかな、しかし強力な証言であるといえよう。

今回この資料を解説し活字にすることができたのは、音樂学部樂理科助手の田邊史郎氏の惜しみない協力の賜である。ここに編集部として感謝の意を表する次第である。

さて、書類は内容上、ほぼ九つに分類することが可能であるが、ここでは内容を筋立てて整理するという目的から、それらを元の綴り方とは変えて、とりあえず次のような順に並べておく。

一、東京音樂學校の二十四年度経費予算に関する説明。同校の沿革、これまででの成果、将来の計画が説明され、わが国に良い音樂を育てることが同校の使命であると強調する。

一、音樂教育の國家に欠くべからざる所以の概要。
國の文化を高め、國民の品位を高めることは政府の責任において行